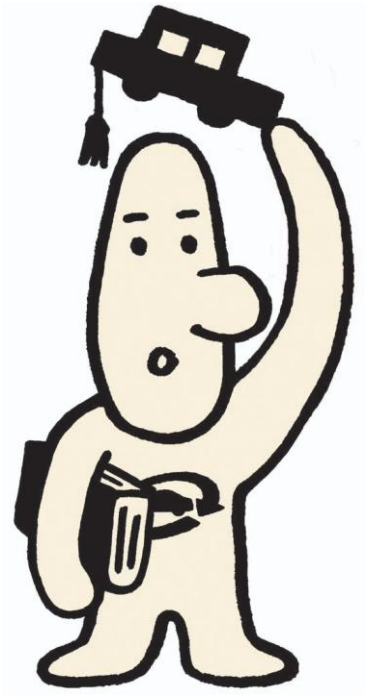
自動車リサイクルシステム
詳細マニュアル

中古車輸出返還申請業者編



目次

1. 中古車輸出返還申請業者の実務概要 1-1

1.1 中古車輸出返還申請業者の役割 1-2

1.1.1 中古車輸出に伴うリサイクル料金返還の概要 1-2

1.1.2 リサイクル料金　申請から返還までの流れ 1-3

1.1.3 返還申請方法 1-6

1.1.4 返還申請に必要な書類 1-7

1.2 パソコン（PC）での申請方法 1-17

1.2.1 自動車リサイクルシステムの利用環境 1-17

1.2.2 返還申請画面へのアクセス方法 1-18

1.3 中古車輸出返還申請業者のメニュー一覧 1-19

2. 登録事業者の返還申請 2-1

2.1 預託金返還までの流れ 2-2

2.2 仮申請 2-3

2.3 申請書等提出 2-8

2.3.1 申請書等提出（必要書類のアップロード） 2-8

2.3.2 申請書等提出（必要書類の郵送） 2-11

2.4 申請状況確認（申請状況一覧の確認） 2-13

2.5 申請状況確認（申請不備の確認） 2-18

2.6 通知明細情報（通知書明細出力） 2-20

2.7 審査結果確認（審査結果通知書ダウンロード） 2-22

目次

3. 非登録事業者の返還申請 3-1

3.1 預託金返還までの流れ 3-2

3.1.1 郵送にて申請する場合 3-3

3.2 一時利用申請 3-5

3.3 預託金返還の申請登録 3-7

3.4 申請書／必要書類のアップロード 3-11

3.5 返還申請不備結果のダウンロード 3-14

4. 参考1 リサイクル料金等の概要 4-1

4.1 リサイクル料金等の構成と設定・公表主体 4-2

4.2 リサイクル料金の支払いタイミング 4-3

4.3 中古車売買時のリサイクル料金 4-4

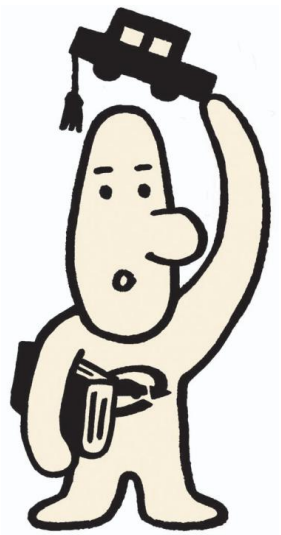
4.4 リサイクル料金の流れ 4-5

4.5 リサイクル料金の確認方法 4-7

5. 参考2 抹消登録制度 5-1

5.1 抹消登録制度 5-2

1 中古車輸出返還申請業者の実務概要



目次へ戻る

1.1 中古車輸出返還申請業者の役割

1.1.1 中古車輸出に伴うリサイクル料金返還の概要

1. リサイクル料金が預託された自動車を海外に持ち出した（輸出）場合、自動車の所有者は所定の手続きを行うことでリサイクル料金の取戻しができます。

2. 自動車所有者と返還申請者が異なる場合は、輸出予定届出証明書等の名義人による返還申請および返還金の受領に関する委任状の添付が必要です。
   委任状のフォームは自動車リサイクルシステムホームページよりダウンロードしてください。

3. リサイクル料金が返還されるには、下記の条件が必要となり、いずれが欠けても返還されません。
   （1）申請書類の受付
   （2）税関等での輸出の許可
   （3）船荷証券等による船積みの確認
   （4）国土交通省等で行われる輸出抹消登録等（登録車／届出車の場合）

4. リサイクル料金取戻しの権利は、その自動車を輸出した日から 2 年を経過したとき、時効によって消滅します。
   （ 自動車リサイクル法第７８条第２項 ）
   ※登録車／届出車の場合　⇒　国土交通大臣等による輸出抹消登録日（輸出抹消記録日）から 2年
   ※未登録車の場合　⇒　税関長による輸出許可日から 2年

5. 返還申請を行う前に、約款は必ずお読みください。
   自動車リサイクルシステムホームページの「各種規約・約款」の
   「中古車輸出に伴う再資源化預託金等の取戻し申請事業者登録約款」

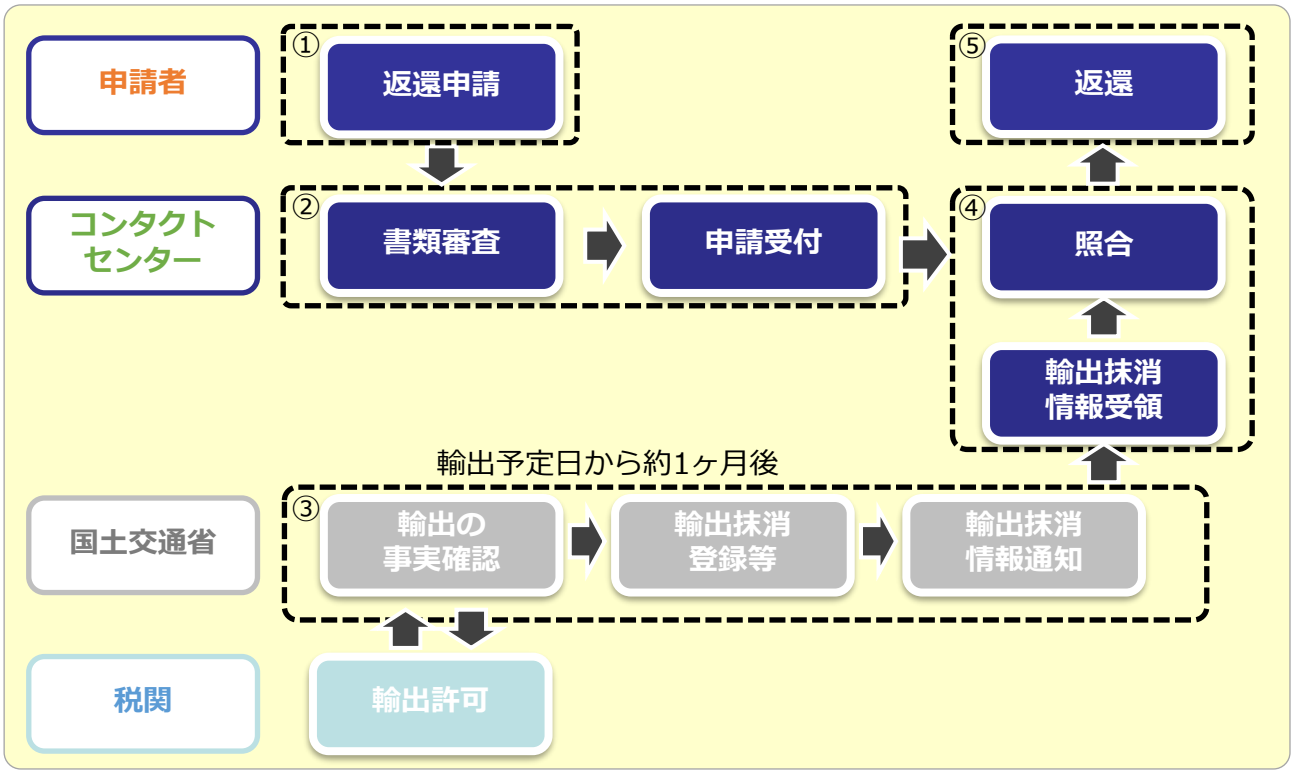
6. 解体自動車（ハーフカット、ノーズカット、ノックダウン等）の輸出の場合は、リサイクル料金の返還はできません。電子マニフェスト（移動報告）を行わない解体行為や、都道府県知事または保健所設置市長の許可を受けていない事業者による解体行為は、自動車リサイクル法違反になります。



1.1 中古車輸出返還申請業者の役割

1.1.2 リサイクル料金　申請から返還までの流れ

リサイクル料金は、国土交通省より送付される「輸出抹消情報」を自動車リサイクルシステムで受領し、申請受付情報との照合が完了した翌月に返還されます。



① 申請

必要書類を揃え、公益財団法人自動車リサイクル促進センター（以降はJARCと表記）へ提出することにより、申請を行います。

② 審査と受付

申請された必要書類に不備がないか、JARCで審査を行います。
不備がなければリサイクルシステム上へ登録を行い、申請受付します。
必要書類内容に不明な点があった場合はコンタクトセンターより申請者に対して電話等で問い合わせをする場合があります。なお、明らかな書類不足や不備がある場合は申請書および必要書類の全部または一部を返送します。

③ 輸出抹消登録等（輸出の記録）

国土交通省は税関に対し輸出の事実確認を行います。確認後、輸出抹消登録等を行います。
その後、輸出抹消登録等についての情報が輸出予定日から約1ヶ月後にリサイクルシステムへ通知されます。

④ 申請情報と輸出抹消登録等の情報の照合

リサイクルシステムで受領した輸出抹消登録等の情報と、受付られた申請情報が照合されます。

1.1 中古車輸出返還申請業者の役割

1.1.2 リサイクル料金　申請から返還までの流れ

⑤ **リサイクル料金の返還**

必要書類が受付され、国土交通省等において輸出抹消登録等がなされた申請車両は、毎月末にとりまとめられ翌月25日（25日が土日・祝日の場合は前営業日）に申請者が指定した口座に振り込まれます。返還金額は各車両の再資源化預託金等の額と利息の合計額から輸出取戻し手数料を差引いた金額となります。申請書類の到着日や全体の申請量によって処理状況が変わってくるため、必ずしも送付した当月内に処理が完了するとは限りません。

注意

- 輸出許可手続きの状況等により輸出抹消登録等を受領出来ない場合があります。
  （例.「部品」として輸出許可されている場合等）

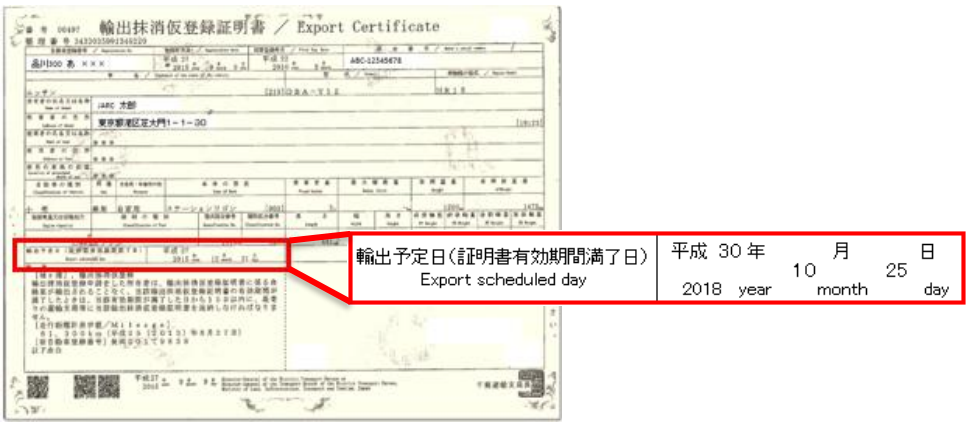
- 受付された申請でも以下の場合は約款に基づき返還不可決定を行う事があります。
  1. 申請受付日から起算して12ヶ月を経過しても国土交通省等から輸出抹消登録等の提供が受けられない場合
  2. 車両所有者の委任に基づく申請において委任の事実に疑義が生じた場合
  3. その他、必要書類の内容と事実が異なることが判明した場合

1.1 中古車輸出返還申請業者の役割

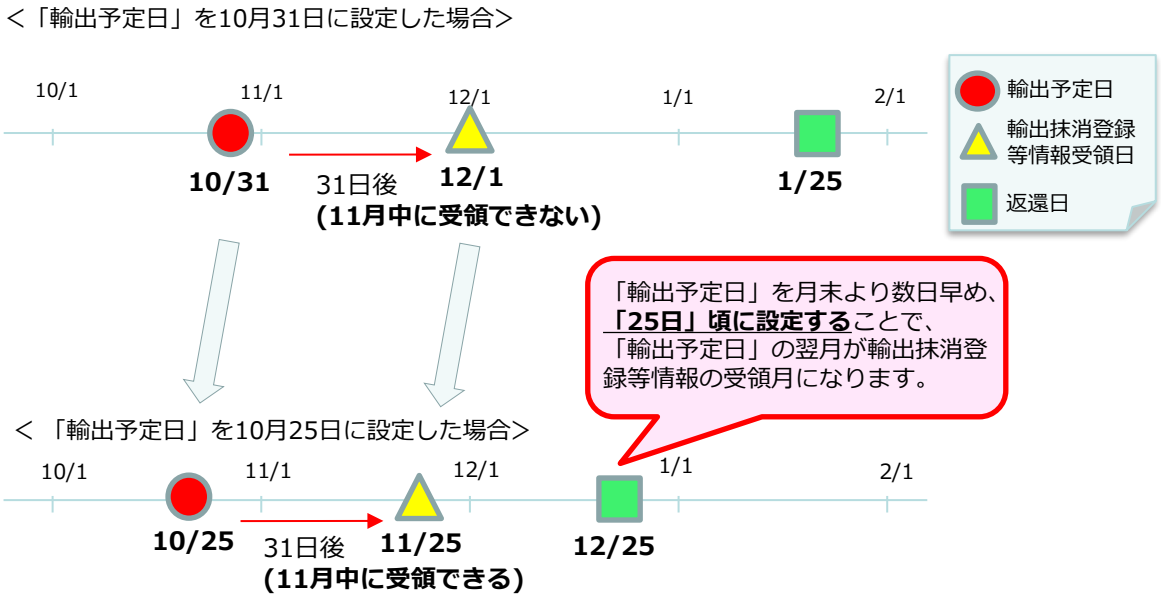
1.1.2 リサイクル料金　申請から返還までの流れ

ポイント

- **輸出予定日の設定**
  設定した輸出予定届出証明書、輸出抹消仮登録証明書の「輸出予定日（証明書有効期間満了日）を確認してください。



- **輸出予定日・輸出抹消登録（輸出の記録）・返還月の関係**
  リサイクル料金の返還に必要な輸出抹消登録等情報は、通常、輸出予定届出証明書等を取得する際に設定した**「輸出予定日」の約1ヶ月経過後（31～32日後）**に国土交通省等から受領し、さらにその**翌月25日**（土日祝日の場合は前営業日）に返還されます。
  「輸出予定日」を月末に設定した場合、輸出抹消登録情報等が「輸出予定日」の翌月に受領出来ず**返還月が遅くなる**ことがありますので、「輸出予定日」は**「25日」頃**に設定することをおすすめします。



上記のように、設定した「輸出予定日」は返還月に影響します。
「輸出予定日」は最長6ヶ月先まで設定できますが、長くなるほど返還月が遅くなりますのでご留意ください。
※輸出許可手続きの状況等により輸出抹消登録等情報を受領出来ない場合があります。

1.1 中古車輸出返還申請業者の役割

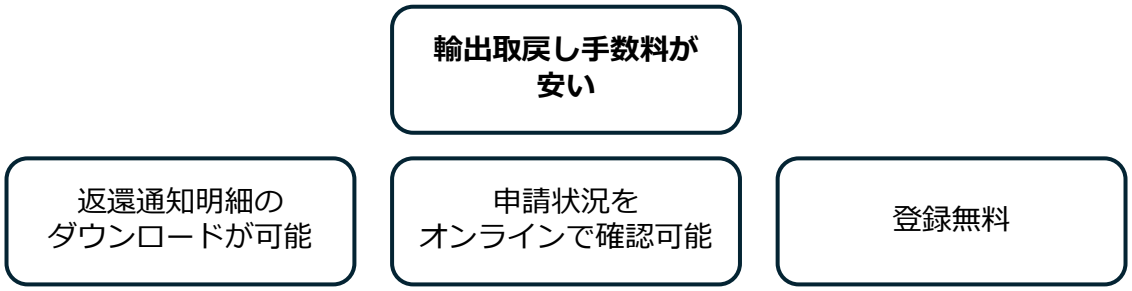
1.1.3 返還申請方法

返還申請の方法は、非登録事業者申請か登録事業者申請のいずれかになります。また、それぞれ輸出取戻し手数料がかかります。登録事業者申請は、申請内容の確認・入力・可否通知などにかかる作業の違いから、非登録事業者申請よりも手数料が安くなっています。

申請区分	申請書の作成方法等	輸出取戻し手数料
非登録事業者申請	• 自動車リサイクルシステムホームページから申請書（「再資源化預託金等の申請書」）をダウンロードし、手書きまたはパソコンで必要事項を入力・印刷して必要書類とともに郵送する方法 • 申請車両を一時利用が可能な自動車リサイクルシステムにて検索して申請書を作成し、必要書類をアップロードする方法 • 申請車両を一時利用が可能な自動車リサイクルシステムにて検索して申請書を作成、印刷して必要書類とともに郵送する方法	464円＋消費税／台
登録事業者申請	予め自動車リサイクルシステムへ事業者登録を行っていただいた上で、申請車両を自動車リサイクルシステムにて検索して申請書を作成し、必要書類をアップロード（または、申請書を印刷し必要書類とともに郵送）する方法	210円＋消費税／台

ポイント

- 申請方法は、登録事業者申請がおすすめです。



- 事前に事業者登録を行うことで申請状況の確認が可能となり、便利でお得に書類の作成ができます。また、輸出台数が多く継続的に申請を行う方におすすめします。

※事業者登録の詳細については自動車リサイクルシステムホームページをご確認ください。

※事業者登録にあたっては必ず規約をご確認ください。
自動車リサイクルシステムホームページの「各種規約・約款」の
「中古車輸出返還申請業者向け　電子計算機を用いた資金管理システムの使用に関する規約」

1.1 中古車輸出返還申請業者の役割

1.1.4 返還申請に必要な書類

自動車リサイクル法施行規則第76条第2項に基づき、下記書類が必要です。
※必要書類に不備がある場合、必要書類の全部又は一部を返送いたします。
※必要書類は内容が鮮明に確認できる状態にしてください。機械で書類を読み取るため、不鮮明な箇所があると正しく読み取れず、不備が発生する場合があります。

①	**再資源化預託金等の申請書** • 申請書は非登録事業者申請と登録事業者申請のいずれかとなり、それぞれ申請書のフォームや作成方法が異なります。 • 申請書および作成方法は自動車リサイクルシステムホームページからダウンロードしてご確認ください。一時利用の自動車リサイクルシステムを使用して申請書を作成する場合は、本マニュアルの第3章をご確認ください。 • 払込先金融機関は全国銀行協会に登録している金融機関に限定されます。申請書の作成方法は、本マニュアル第2章をご確認ください。
②	**輸出予定届出証明書、輸出抹消仮登録証明書、登録事項等証明書、検査記録事項等証明書いずれかの写し** （当該自動車が輸出された旨または輸出が予定されている旨が記載されているもの） • 未登録車の場合は不要です。 • 自動車所有者と返還申請者が異なる場合は、輸出予定届出証明書等の名義人による返還申請および返還金の受領に関する委任状の添付が必要です。委任状については、1-12ページをご確認ください。 • 婚姻や相続、または法人合併等により自動車所有者と返還申請者が異なる場合には、公的書面の添付が必要です。（例：登記事項証明書等、発行から３ヶ月以内）
③	**輸出許可通知書の写し**（当該自動車の車台番号の記載あるものに限る） • 輸出許可通知書の写しに「輸出許可自動車情報」を添付してください。 • 「輸出許可自動車情報」に車台番号が記載されていない場合は、関連する「INVOICE」を添付してください。 • 複数の申請車台が記載されている場合は、1通で共通書類として添付可能です。 • 輸出許可通知書の写しは、構成する枚数全てを提出してください。
④	**船荷証券または運送契約書の写し**（当該自動車の車台番号の記載のあるものに限る） 例：Bill of Lading、Sea WayBill、Air Waybill • 複数の申請車台が記載されている場合は、1通で共通書類として添付可能です。 • 船荷証券または運送契約書の写しに車台番号の記載がない場合は、「PACKING LIST」 もしくは「INVOICE」、または「ATTACHED SHEET」を添付してください。

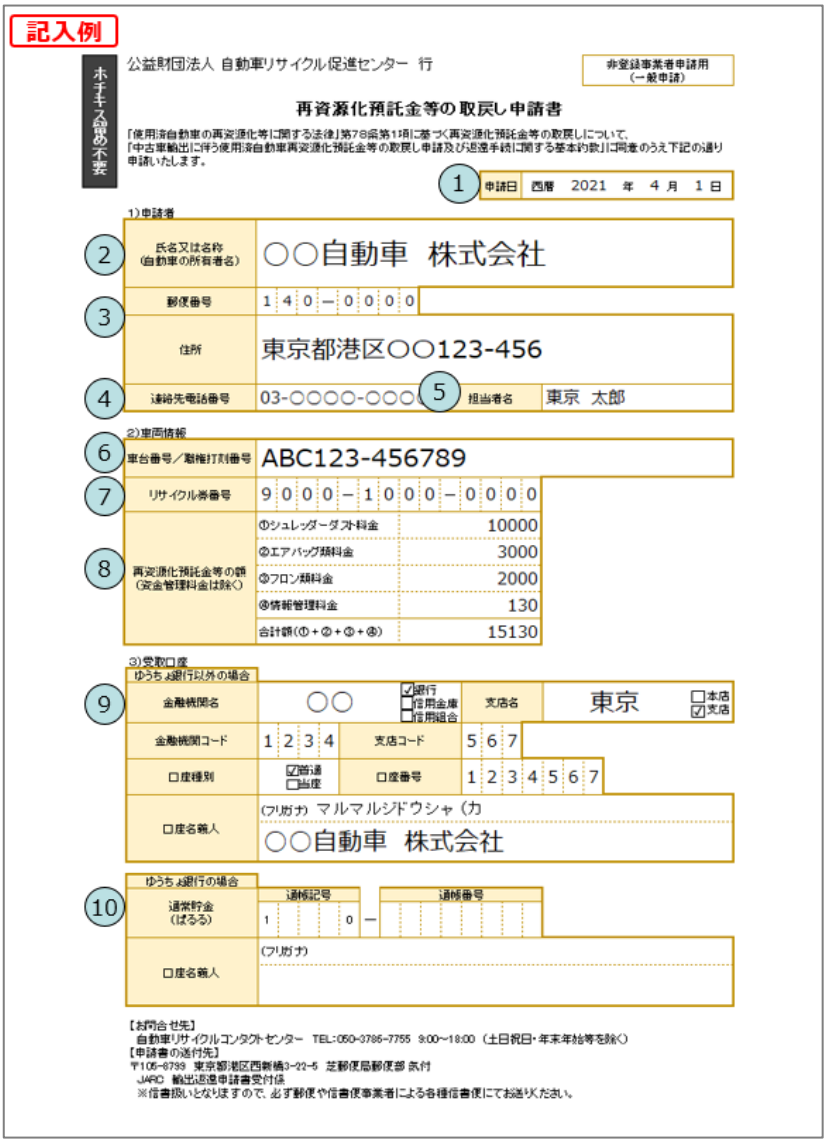
1.1 中古車輸出返還申請業者の役割

1.1.4 返還申請に必要な書類

① 再資源化預託金等の申請書（原本）

非登録事業者申請（郵送の場合）

非登録事業者申請を利用するには、自動車リサイクルシステムホームページより申請書フォーム・記入例をダウンロードし、必要事項を入力または記入し作成してください。



記入例

ホチキス留め不要

公益財団法人 自動車リサイクル促進センター 行

非登録事業者申請用（一般申請）

再資源化預託金等の取戻し申請書

「使用済自動車の再資源化等に関する法律」第78条第1項に基づく再資源化預託金等の取戻しについて、「中古車輸出に伴う使用済自動車再資源化預託金等の取戻し申請及び返還手続に関する基本約款」に同意のうえ下記の通り申請いたします。

1 申請日 西暦 2021 年 4 月 1 日

1）申請者

2 氏名又は名称（自動車の所有者名） ○○自動車 株式会社

3 郵便番号 1 4 0 − 0 0 0 0

住所 東京都港区○○123-456

4 連絡先電話番号 03-○○○○-○○○○ 5 担当者名 東京 太郎

2）車両情報

6 車台番号／車両打刻番号 ABC123-456789

7 リサイクル券番号 9 0 0 0 − 1 0 0 0 − 0 0 0 0

8 再資源化預託金等の額（資金管理料金は除く）

①シュレッダーダスト料金	10000
②エアバッグ類料金	3000
③フロン類料金	2000
④情報管理料金	130
合計額（①＋②＋③＋④）	15130

3）受取口座

ゆうちょ銀行以外の場合

9 金融機関名 ○○ ☑銀行 □信用金庫 □信用組合 支店名 東京 □本店 ☑支店

金融機関コード 1 2 3 4 支店コード 5 6 7

口座種別 ☑普通 □当座 口座番号 1 2 3 4 5 6 7

口座名義人 （フリガナ）マルマルジドウシャ（カ ○○自動車 株式会社

ゆうちょ銀行の場合

10 通常貯金（ばるる） 通帳記号 1 0 − 通帳番号

口座名義人 （フリガナ）

【お問合せ先】
自動車リサイクルコンタクトセンター TEL:050-3786-7755 9:00~18:00（土日祝日・年末年始等を除く）
【申請書の送付先】
〒105-8739 東京都港区西新橋3-22-5 芝郵便局郵便部 気付
JARC 輸出返還申請書受付係
※信書扱いとなりますので、必ず郵便や信書便事業者による各種信書便にてお送り下さい。

注意

- リサイクル料金の取戻し申請ができる期間は、輸出した日から 2年間です。
- 申請書は、PDFへ直接入力もしくは印刷後に記入し、作成してください。
- 記入例のとおり、申請書は全ての項目に漏れや相違がないようご記入ください。
- 必要書類はホチキス留め不要です。全てA4サイズでご提出ください。
- 必要書類不足や申請書記入漏れは、書類不備として返送します。

1.1 中古車輸出返還申請業者の役割

1.1.4 返還申請に必要な書類

再資源化預託金等の申請書 記入例

①	申請日	申請年月日をご記入ください。
②	氏名又は名称 （自動車の所有者名）	自動車の所有者名（ただし、備考欄に一時抹消中の所有者の記載がある場合は、一時抹消中の所有者名）をご記入ください。 ※申請者と所有者が異なる場合は、委任状が必要です。
③	住所	住所をご記入ください。 ※返還月の20日頃には、「再資源化預託金等の取戻し審査結果通知書　および車両詳細」を送付します。
④	連絡先電話番号	連絡の取れる電話番号をご記入ください。
⑤	担当者名	実務ご担当者名をご記入ください。
⑥	車台番号／職権打刻番号	車台番号または職権打刻番号を全桁ご記入ください。
⑦	リサイクル券番号	リサイクル券番号をご記入ください。
⑧	再資源化預託金等の額 （資金管理料金は除く）	リサイクル料金をご記入ください。自動車リサイクルシステムホームページより、リサイクル料金額や預託状況を確認することができます。 自動車リサイクルシステム　トップページ ＞ 自動車ユーザーの方へ あなたの車のリサイクル料金は？ をクリック
⑨	ゆうちょ銀行以外の場合	金融機関口座は国内のものに限ります。 口座名義人と申請者が同一であることが必要です。 金融機関名・金融機関コード・支店名・支店コード・口座種別・口座番号・口座名義人をご記入ください。 ※口座番号は右詰めでご記入ください。
⑩	ゆうちょ銀行の場合	口座名義人と申請者が同一であることが必要です。 通帳記号番号・口座名義人をご記入ください。 ※通帳番号は右詰めでご記入ください。

ポイント

口座情報は必ず通帳どおりご記入ください。

受取口座名義（フリガナ）が正しく記入されていない場合、振込みできず返還が遅れることがあります。

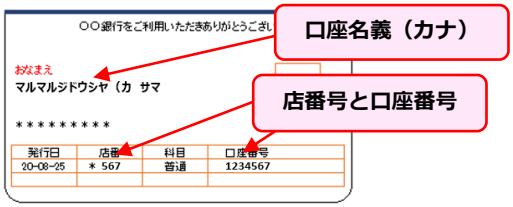
円滑に返還されるよう、記入漏れや相違がないようにしてください。

※ 不明な場合、通帳コピー（表紙を１枚めくったページ）を必要書類に添付してください。

<通帳の表紙>



<表紙を1枚めくったページ>



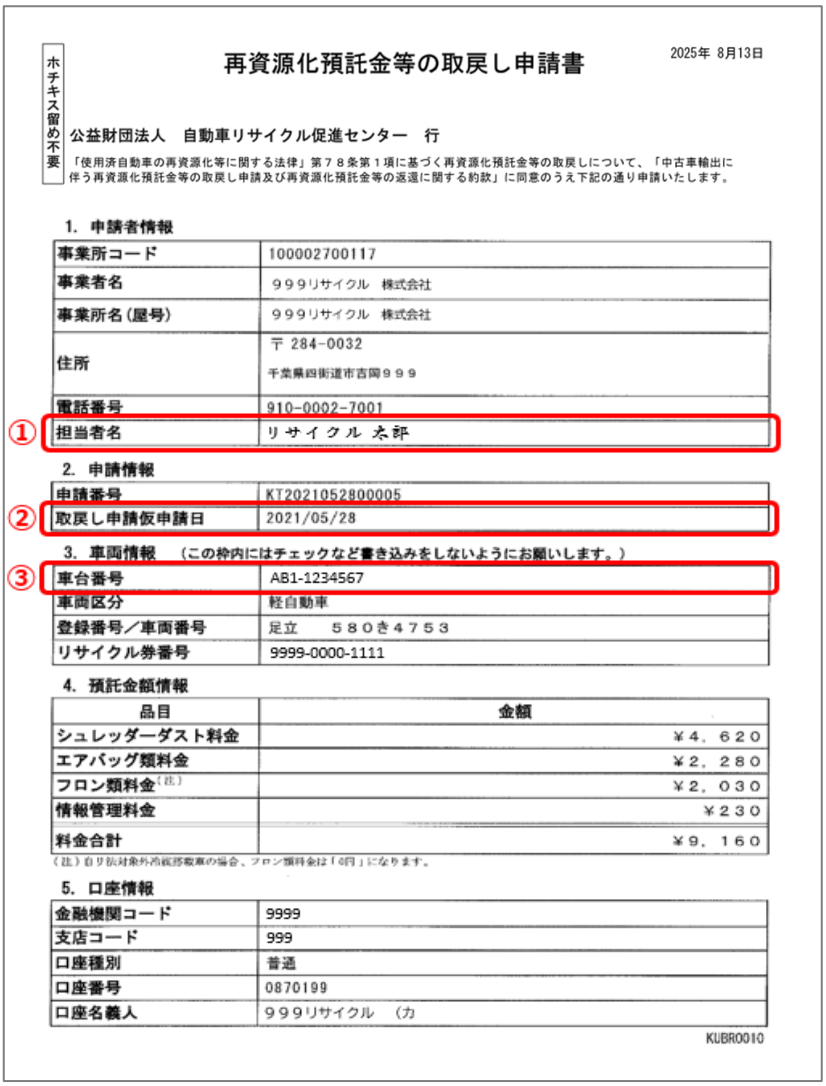
1.1 中古車輸出返還申請業者の役割

1.1.4 返還申請に必要な書類

① 再資源化預託金等の申請書（原本）

登録事業者申請（申請書）

登録事業者申請を利用するには、予め自動車リサイクルシステムに申請者の登録を行う必要があります。登録完了後、パソコンから申請書が作成できます。
※事業者登録の詳細については自動車リサイクルシステムホームページをご確認ください。
※申請書の作成方法は、「2. 登録事業者の返還申請」をご確認ください。



ホチキス留め不要

再資源化預託金等の取戻し申請書

2025年 8月13日

公益財団法人　自動車リサイクル促進センター　行

「使用済自動車の再資源化等に関する法律」第７８条第１項に基づく再資源化預託金等の取戻しについて、「中古車輸出に伴う再資源化預託金等の取戻し申請及び再資源化預託金等の返還に関する約款」に同意のうえ下記の通り申請いたします。

1. 申請者情報

事業所コード	100002700117
事業者名	９９９リサイクル　株式会社
事業所名(屋号)	９９９リサイクル　株式会社
住所	〒 284-0032 千葉県四街道市吉岡９９９
電話番号	910-0002-7001
① 担当者名	リ サ イ ク ル 太郎

2. 申請情報

申請番号	KT2021052800005
② 取戻し申請仮申請日	2021/05/28

3. 車両情報　（この枠内にはチェックなど書き込みをしないようにお願いします。）

③ 車台番号	AB1-1234567
車両区分	軽自動車
登録番号／車両番号	足立　５８０き４７５３
リサイクル券番号	9999-0000-1111

4. 預託金額情報

品目	金額
シュレッダーダスト料金	￥４，６２０
エアバッグ類料金	￥２，２８０
フロン類料金(注)	￥２，０３０
情報管理料金	￥２３０
料金合計	￥９，１６０

（注）自リ法対象外再資源取扱車の場合、フロン類料金は「0円」になります。

5. 口座情報

金融機関コード	9999
支店コード	999
口座種別	普通
口座番号	0870199
口座名義人	９９９リサイクル　（カ

KUBR0010

ポイント

① 担当者名：登録済みの担当者名が印刷されています。**（押印不要）**
② 仮申請日：再資源化預託金等取戻し申請書は仮申請から1ヶ月以内が書類送付期限です。
　　送付期限が切れた場合は、仮申請が無効になりますのでご注意ください。
③ 車台番号：申請希望の車台番号で間違いがないかご確認ください。

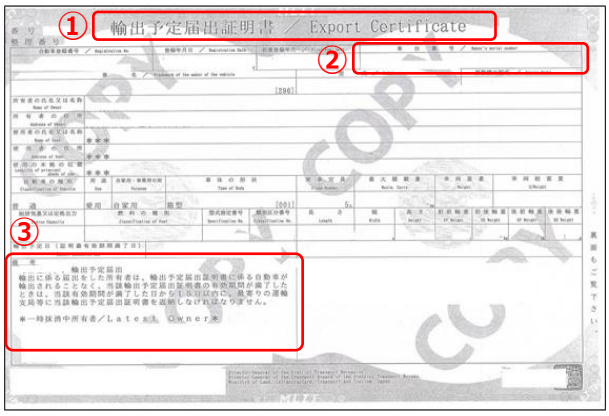
1.1 中古車輸出返還申請業者の役割

1.1.4 返還申請に必要な書類

② 輸出予定届出証明書等（コピー）

運輸支局等で発行される以下4点のうち、いずれか1点をご提出ください。

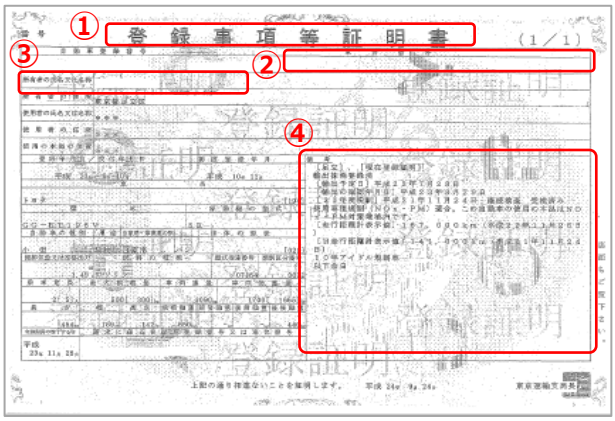
輸出予定届出証明書



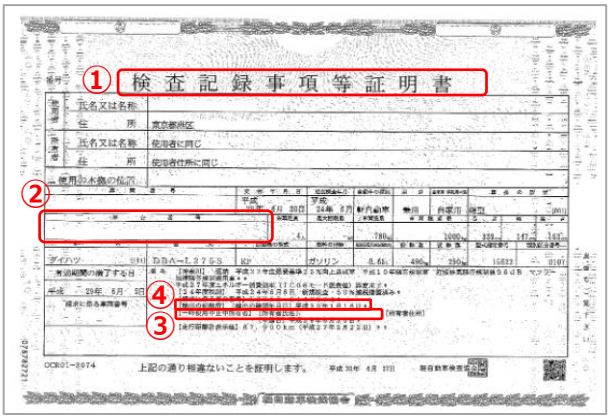
輸出抹消仮登録証明書



登録事項等証明書（登録自動車）



検査記録事項等証明書（軽自動車）



ポイント

① 書類名称　：輸出予定届出証明書、輸出抹消仮登録証明書、登録事項等証明書、検査記録事項等証明書　いずれかの写し
② 車台番号　：申請書記載の車台番号と一致していること
③ 所有者名　：所有者が申請者と同一名義であること
④ 輸出の記録：登録事項等証明書または検査記録事項等証明書は備考欄にて輸出の事実が確認できること

注意

- 自動車所有者と返還申請者が異なる場合、別途委任状の添付が必要です。委任状フォームは、自動車リサイクルシステムホームページより入手できます。次ページをご確認ください。
- 機械で書類を読み取るため、不鮮明な個所があると正しく読み取れず、不備が発生することがあります。必要書類は内容が鮮明に確認できる状態でコピーしてください。

1.1 中古車輸出返還申請業者の役割

1.1.4 返還申請に必要な書類

② 輸出予定届出証明書等（コピー）

委任状（原本）

自動車所有者と返還申請者が異なる場合、別途委任状の添付が必要です。委任状フォームは、自動車リサイクルシステムホームページより入手できます。（http://www.jars.gr.jp/apd/k_entrust_form.pdf URLは最後に確認）



①	委任日	委任状を作成された年月をご記入ください。
②	氏名又は名称（車両所有者）	委任者（車両所有者※）の氏名又は名称をご記入ください。
③	捺印欄	委任者（車両所有者）の印を押印ください。「認印・実印」等の指定はありません。
④	住所	委任者（車両所有者）の住所をご記入ください。
⑤	氏名又は名称（申請者）	申請者の氏名又は名称をご記入ください。
⑥	住所	申請者の住所をご記入ください。
⑦	申請車両台数	委任状へ記載の車両台数をご記入ください。
⑧	車台番号	車台番号又は職権打刻番号をご記入ください。

※「輸出予定届出証明書」「輸出抹消仮登録証明書」等に記載のある所有者（ただし、備考欄に一時抹消中の所有者の記載がある場合は、一時抹消中所有者を指す）

注意

- PDFへ入力もしくは印刷後に記入し作成してください。
- 印刷後に委任者（車両所有者）の押印をしてください。
- 記入例通り、全ての項目に漏れがないようご記入ください。
- 記入漏れや申請書との内容相違は、書類不備として返送します。

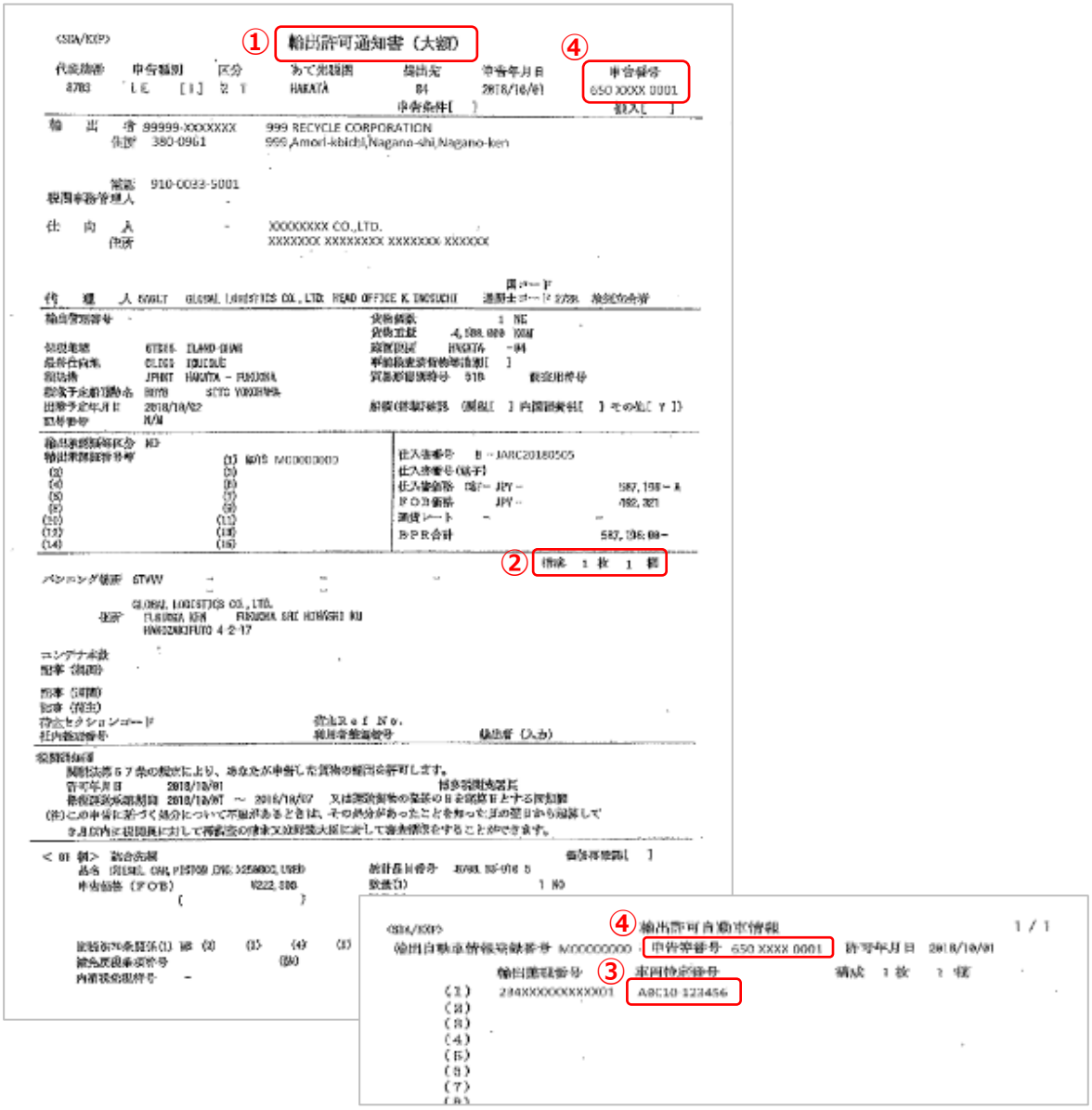
1.1 中古車輸出返還申請業者の役割

1.1.4 返還申請に必要な書類

③ 輸出許可通知書等（コピー）

以下、1）～ 3）の組み合わせでいずれか 1 点をご提出ください。

1）輸出許可通知書 + 輸出許可自動車情報



ポイント

<輸出許可通知書に輸出許可自動車情報を添付する場合>

① 輸出許可通知書（写し）の提出があること

② 構成枚数が全て揃っていること

③ 申請書記載の車台番号の記載があること

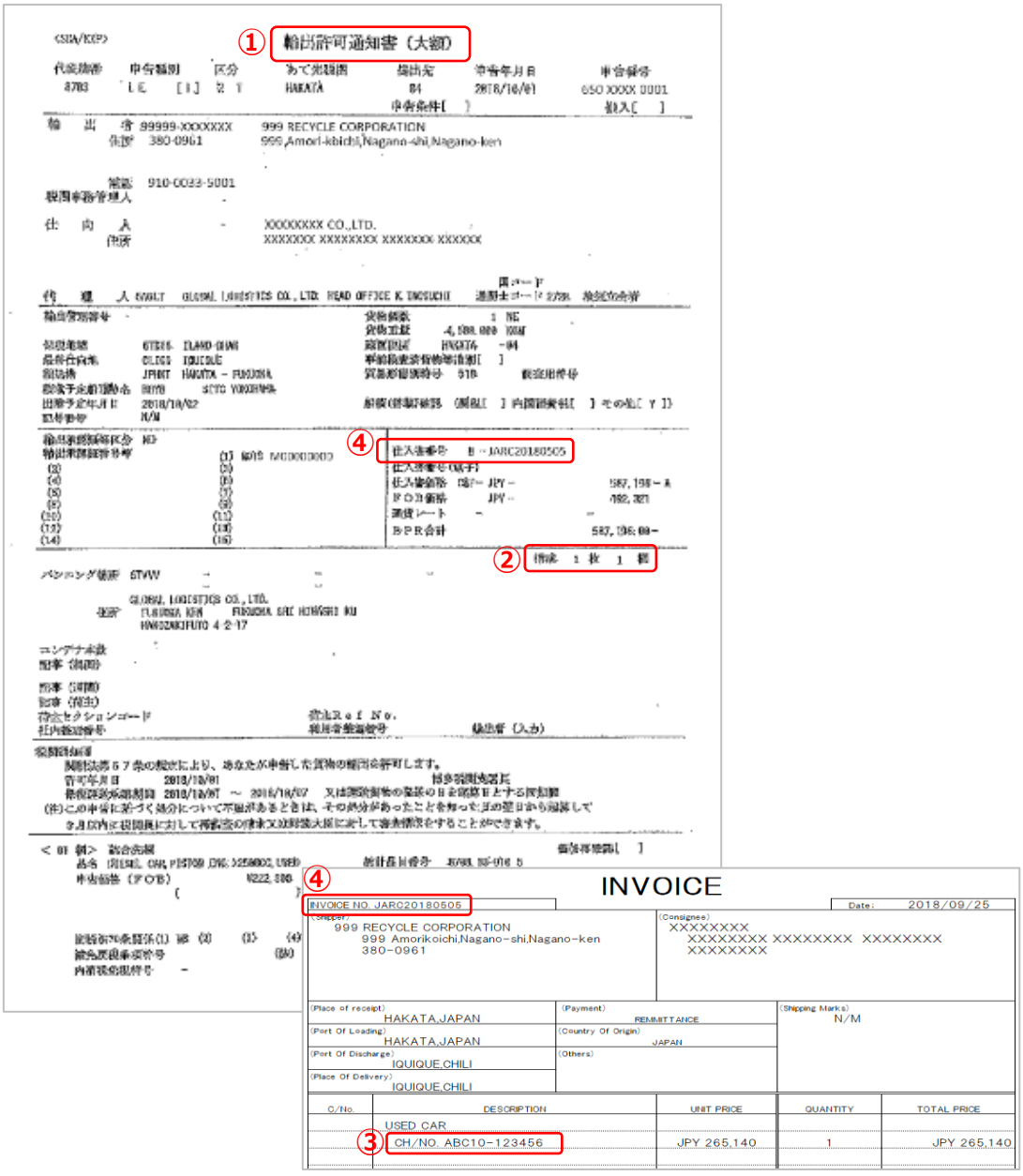
④ 輸出許可自動車情報が輸出許可通知書の必要書類であること

1.1 中古車輸出返還申請業者の役割

1.1.4 返還申請に必要な書類

③ 輸出許可通知書等（コピー）

2）輸出許可通知書 + INVOICE



ポイント

<輸出許可通知書にINVOICEを添付する場合>

① 輸出許可通知書（写し）の提出があること

② 構成枚数が全て揃っていること

③ 申請書記載の車台番号の記載があること

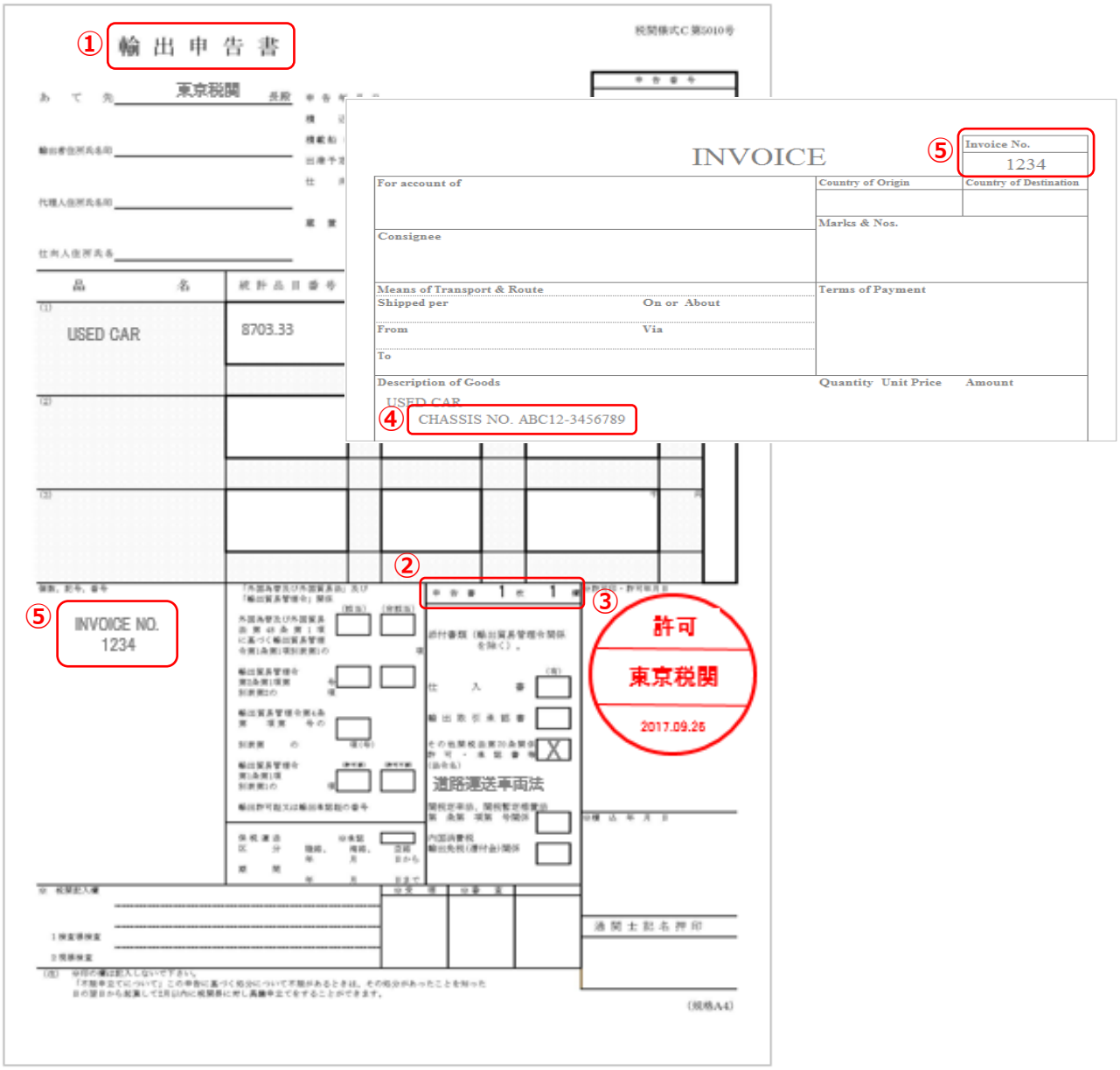
④ 輸出許可通知書とINVOICEの関連が確認できること

1.1 中古車輸出返還申請業者の役割

1.1.4 返還申請に必要な書類

③ 輸出許可通知書等（コピー）

3）輸出申告書 + INVOICE



ポイント

<輸出申告書にINVOICEを添付する場合>

①輸出申告書（写し）の提出があること

②構成枚数が全て揃っていること

③税関の許可印が押下されていること

④申請書記載の車台番号の記載があること

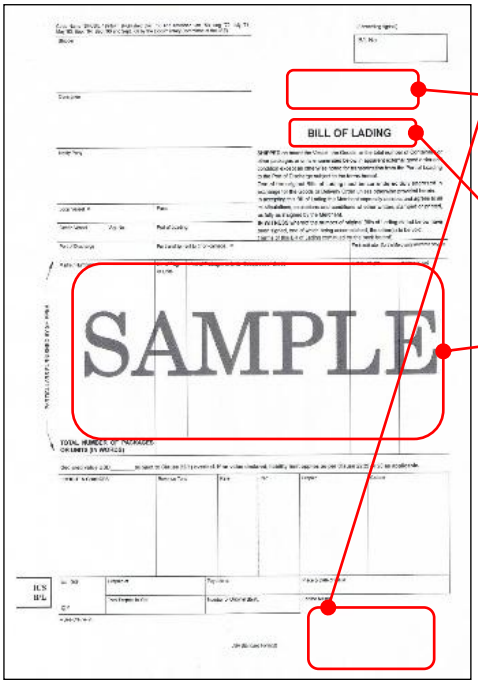
⑤輸出申告書とINVOICEの関連が確認できること

1.1 中古車輸出返還申請業者の役割

1.1.4 返還申請に必要な書類

④ 船荷証券等（コピー）　※通称：B/L

Bill of Lading または
Sea way Bill

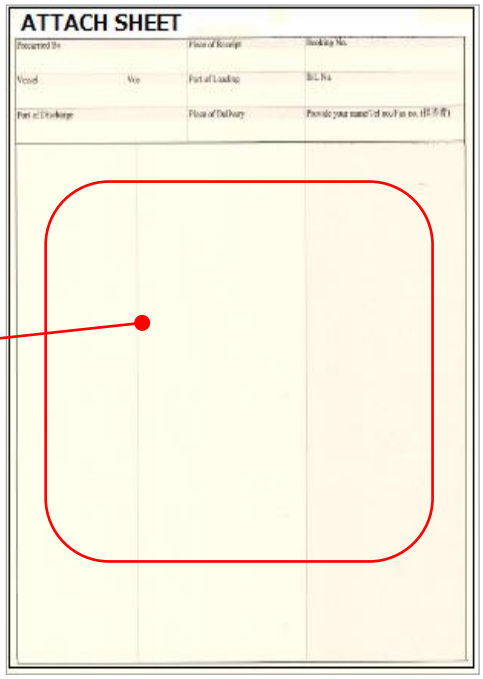


船会社もしくは
船長のサイン

書類名称

車台番号

ATTACHED SHEET または
PACKING LIST等



ポイント

車台番号が記載されていることをご確認ください。

船荷証券に車台番号の記載がない場合、または車台番号が1字でも相違している場合は、船積みの際に使用した正しい車台番号が記載された書類を、船荷証券へ添付してください。
航空機での輸出の場合はAir Way Billなどの運送契約書をご提出ください。

「DRAFT」は船荷証券作成前の書類となるため、正式な船荷証券(BILL OF LADING)・運送契約書(WAY BILL)とは**認められません**。

注意

その他、下記書類も正式な船荷証券・運送契約書ではありません。類似書類にご注意ください。
（例）DRAFT、　B/L INSTRUCTION、　B/L INFORMATION、　SHIPPING ORDER 、
FAX SERVICE、　CHECK B/L、　FREIGHT MEMO　等

1.2 パソコン（PC）での申請方法

1.2.1 自動車リサイクルシステムの利用環境

自動車リサイクルシステムとは、申請者自らパソコンを使用しインターネットを通じて、リサイクル料金の返還仮申請等が行える仕組みです。事業者登録をされた方は保有するパソコンを使用し、インターネットを通じて自動車リサイクルシステムで返還仮申請を行います。仮申請後、作成した申請書に必要書類をアップロードしJARCに提出（郵送も可）します。
自動車リサイクルシステムを利用するにはインターネットに接続可能なパソコンが必要（必要に応じて申請書等を印刷するためのプリンターも必要）になります。推奨環境等については、自動車リサイクルシステムのホームページ内「このサイトについて」をご確認ください。

1.2 パソコン（PC）での申請方法

1.2.2 返還申請画面へのアクセス方法

自動車リサイクルシステムにアクセスし、ログインします。
自動車リサイクルシステムの利用可能時間は、7:00～21:00です。土日・祝日も稼動します（システムメンテナンス等の停止日を除く）。

画面の表示方法

自動車リサイクルシステムのホームページで［事業者の方］をクリックすると、ログイン画面が表示されます。
ログイン画面でログインすると、返還申請画面が表示されます。

ログイン方法については、「共通操作編」を参照してください。

1.3 中古車輸出返還申請業者のメニュー一覧

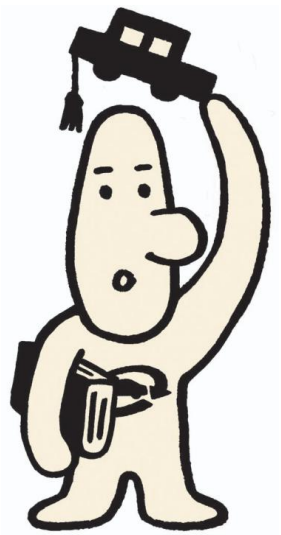
ここでは、中古車輸出返還申請業者のメニューについて説明します。

画面説明



番号	メニュー名	クリック後	本マニュアルの説明節
1	返還仮申請	返還を希望する車両情報の仮申請を行います。	2.2　仮申請
2	申請書等提出	預託金返還仮申請に必要な書類をアップロードします。	2.3　申請書等提出
3	申請状況確認	預託金返還仮申請の申請状況を確認、印刷、一括印刷、再申請、取消します。	2.4　申請状況確認（申請状況一覧の確認）
		返還申請不備結果ファイルをダウンロードします。	2.5　申請状況確認（申請不備の確認）
4	返還預託金確認	返還通知明細を出力します。	2.6　通知明細情報（通知書明細出力）
5	審査結果確認	取戻し審査結果通知書をダウンロードします。	2.7　審査結果確認（審査結果通知書ダウンロード）

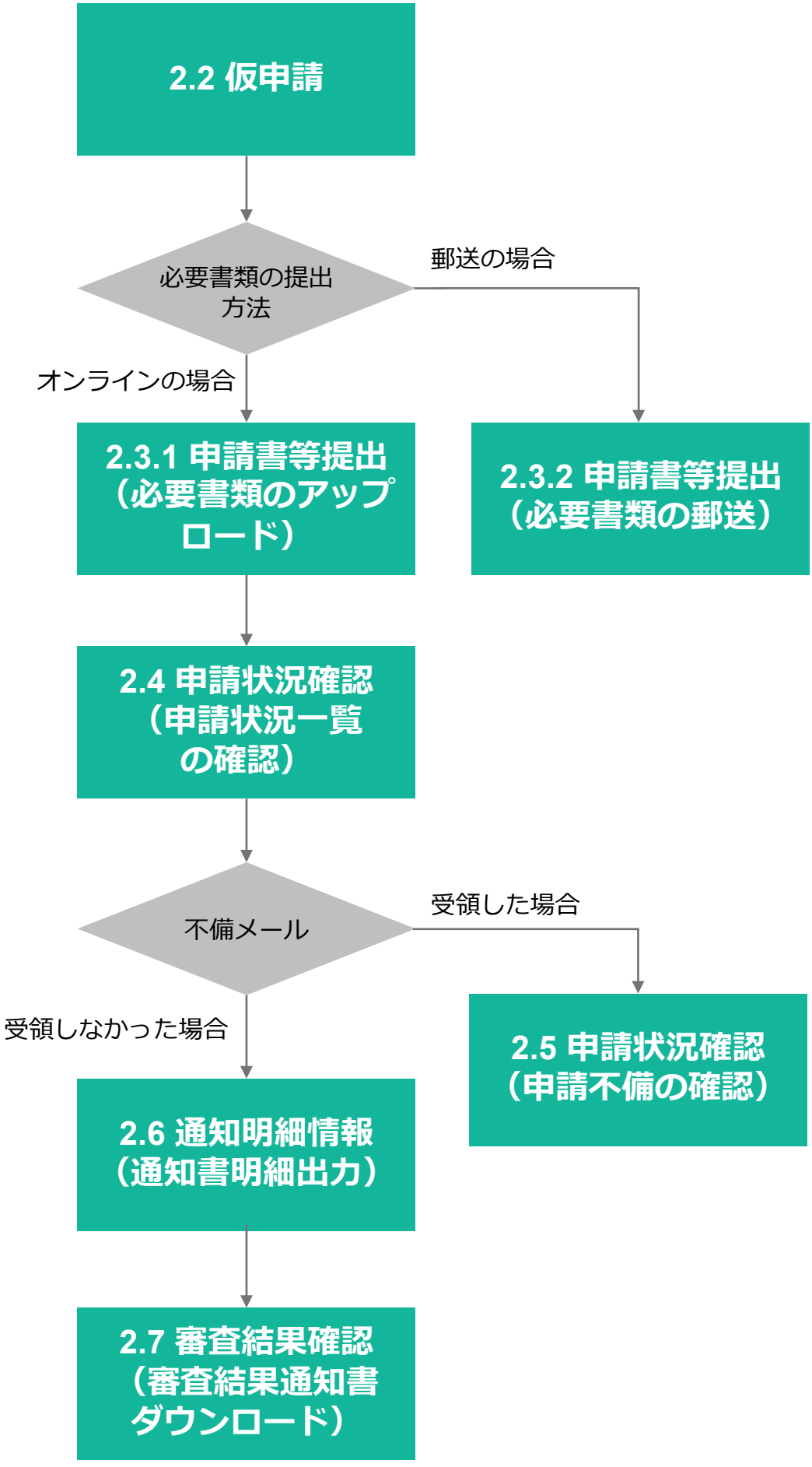
2 登録事業者の返還申請



目次へ戻る

2.1 預託金返還までの流れ

登録事業者の預託金返還は、次の流れで実施します。



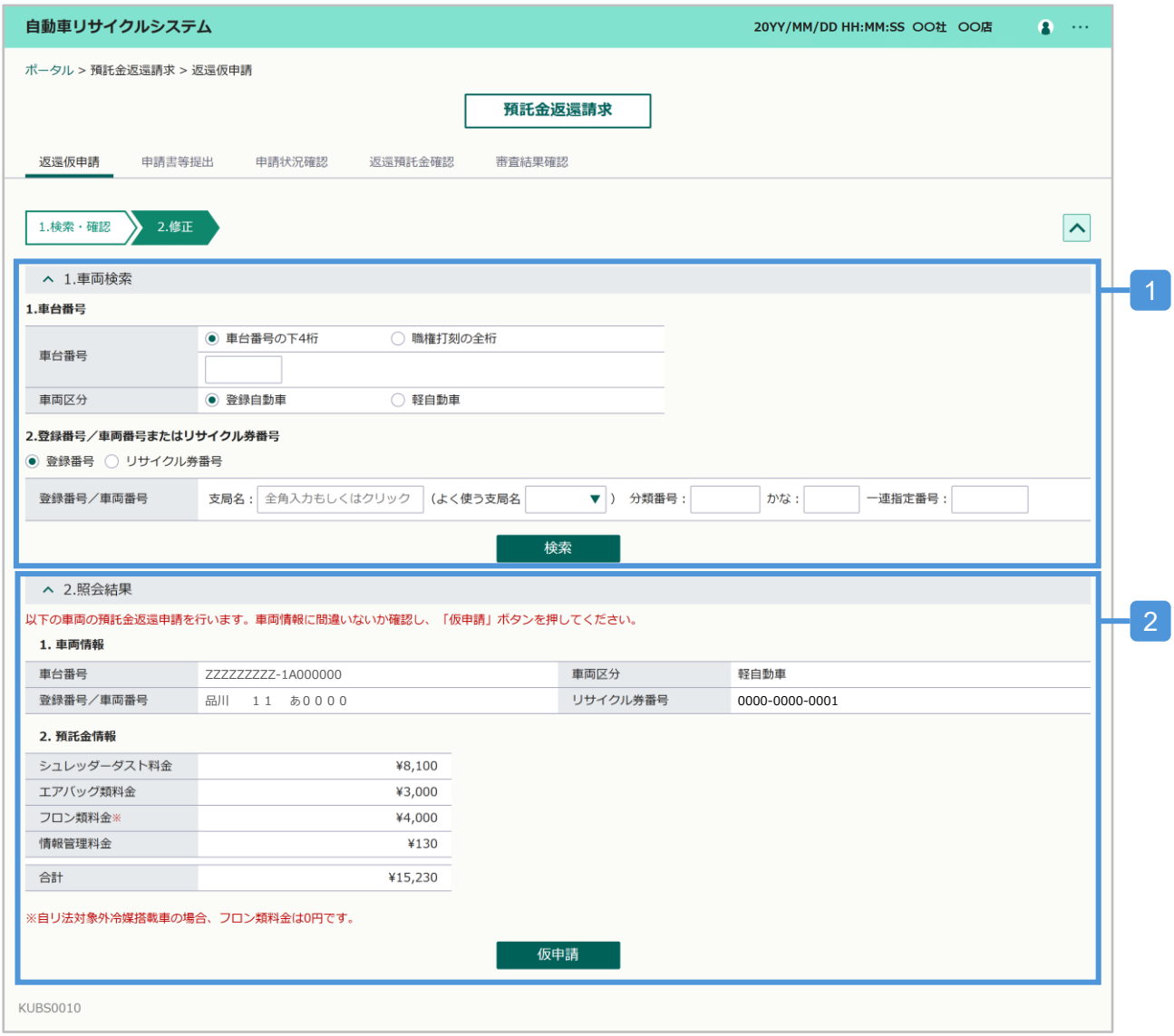
2.2 仮申請

預託金返還仮申請を実施します。

画面の表示方法

［預託金返還請求］ボタンー［返還仮申請］をクリックすると、返還仮申請画面が表示されます。

画面説明



番号	エリア名	説明
1	車両検索	仮申請を行う車両を検索するエリア
2	照会結果	検索結果が表示されるエリア

2.2 仮申請

操作説明



1. **検索条件として使用したい項目を、［車台番号］の［車台番号の下4桁］または［職権打刻の全桁］から選択します。**

   選択した項目に従って、入力欄が表示されます。

2. **検索条件を入力します。**

   - ［車台番号の下4桁］を選択した場合、車台番号の下4桁を入力します。
   - ［職権打刻の全桁］を選択した場合、職権打刻番号の全桁を入力します。
     漢字部分（支局等の符号）はプルダウンリストになっているので、［▼］ボタンをクリックして、該当するものを選択します。

3. **検索条件として使用したい項目を、［車両区分］の［登録自動車］または［軽自動車］から選択します。**

2.2 仮申請

操作説明

4 **検索条件として使用したい項目を、［2.登録番号／車両番号またはリサイクル券番号］の［登録番号］または［リサイクル券番号］から選択します。**

選択した項目に従って、入力欄が表示されます。



5 **検索条件を入力します。**

- ［登録番号］を選択した場合、［支局名］、［分類番号］、［かな］、［一連指定番号］を入力します。
  ［支局名］は、［よく使う支局名］プルダウンリストの［▼］ボタンをクリックして、該当する支局名を選択することができます。
  ［かな］はプルダウンリストになっているので、［▼］ボタンをクリックして、該当するものを選択します。
- ［リサイクル券番号］を選択した場合、リサイクル券番号の全桁を入力します。

ポイント

［かな］プルダウンリストは、何も入力されていない時は選択可能な全ての選択肢が表示されます。入力されている時は入力内容に部分一致する選択肢が表示されます。

2.2 仮申請

操作説明

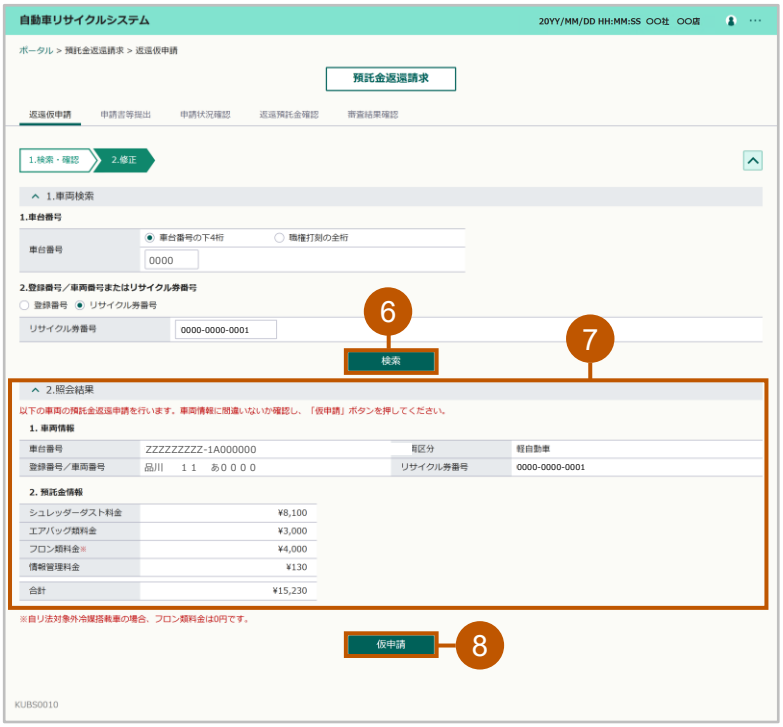
6 **［検索］ボタンをクリックします。**

検索結果が表示されます。

7 **照会結果を確認します。**

8 **［仮申請］ボタンをクリックします。**

再資源化預託金等の取戻し申請書PDFファイルがアップロードされます。



ポイント

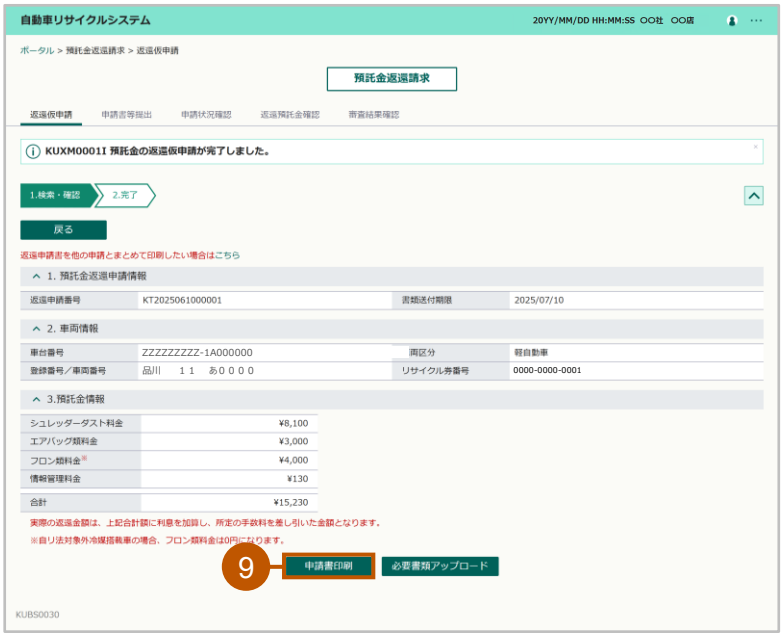
- 実際に返還される金額は、画面上の預託金額合計に預託期間に応じた利息が加算され、輸出取戻し手数料が差し引かれた金額となります。
- リサイクル料金が預託されていない場合は、車両の検索が行えず、エラーメッセージが表示されます。

2.2 仮申請

操作説明

9 **［申請書印刷］ボタンをクリックします。**

別ウィンドウに再資源化預託金等の取戻し申請書（PDFファイル）が表示されます。



ポイント

- 一度仮申請した車両は、重複して仮申請を行うことができません。
- 仮申請を行った車両の取り違い等が判明した場合は、仮申請の取消しを行ったうえで、正しい車両の仮申請を行ってください。仮申請の取消し方法と申請書の再印刷方法は、「2.4 申請状況確認（申請状況一覧の確認）」を参照してください。
- 返還申請番号の体系は次のとおりとなっています。申請の状況確認を行う場合に使用します。仮申請した日が2024年11月5日で、最初に仮申請した車両の返還申請番号は「KT2024110500001」となります。

  返還申請番号：KTYYYYMMDD99999

  KT：固定文字

  YYYYMMDD：仮申請を行った日付（年月日）

  99999：通し番号
- 仮申請が完了後、書類送付期限までに必要書類を車両ごとにzipファイルで作成しアップロードしてください。
- 必要書類をアップロードせずに郵送する場合は、申請書を印刷のうえ、必要書類と合わせて自動車リサイクル促進センターへ郵送してください。必要書類の並べ方／揃え方は、「2.3.2 申請書等提出（必要書類の郵送）」の「必要書類の並べ方」を、郵送先は「必要書類の送付」をそれぞれ参照してください。仮申請時でも必要書類のみの郵送では不備となるため、必ず申請書を印刷して同封のうえ郵送してください。
- 申請書は一度に最大100台分をまとめて印刷することが可能です。操作方法は、「2.4 申請状況確認（申請状況一覧の確認）」を参照してください。

2.3 申請書等提出

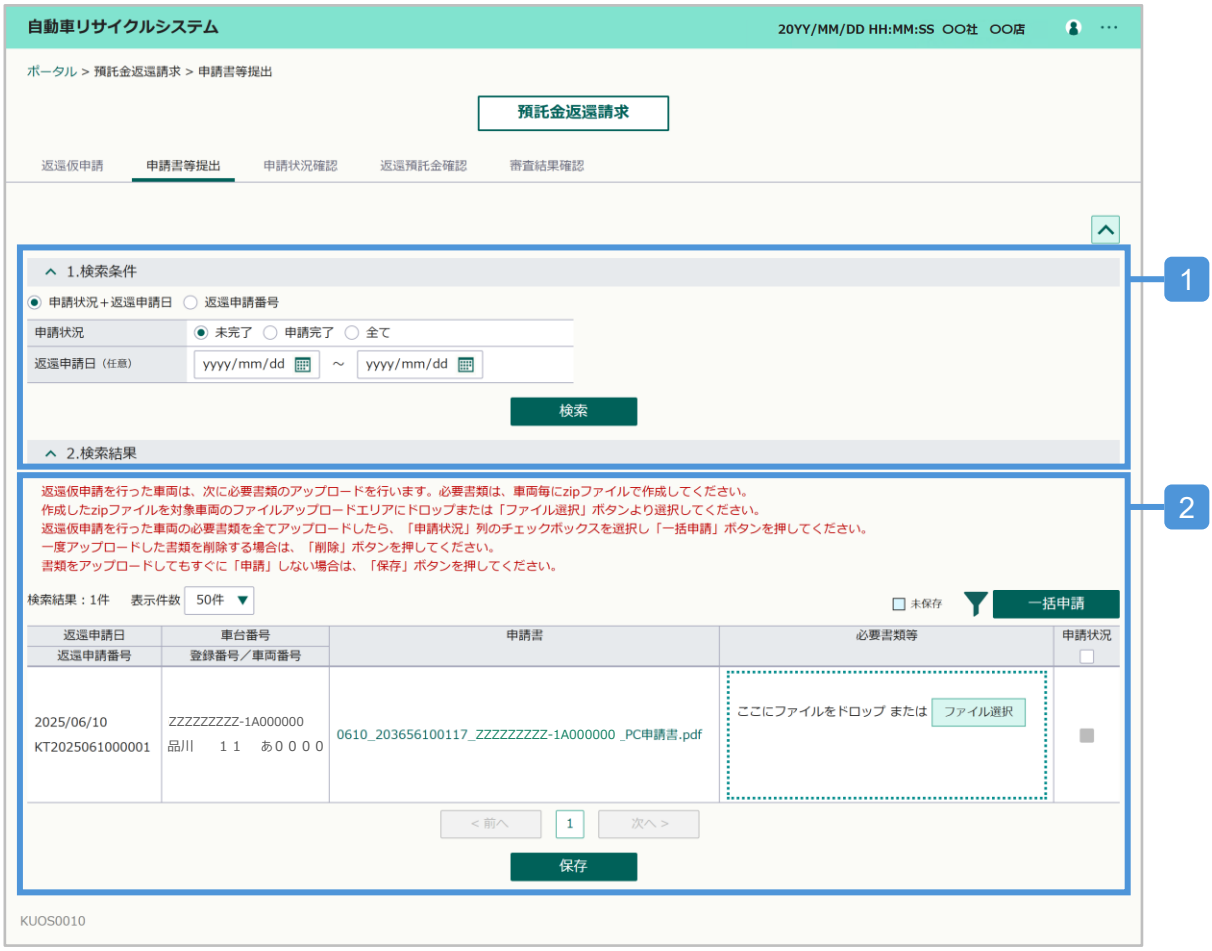
2.3.1 申請書等提出（必要書類のアップロード）

預託金返還仮申請に必要な書類をアップロードします。必要書類は内容が鮮明に確認できる状態にしてください。機械で書類を読み取るため、不鮮明な箇所があると正しく読み取れず、不備が発生する場合があります。
これまで、登録事業者が預託金返還に必要な申請書・必要書類をコンタクトセンターに提出する場合は、システムで仮申請後に紙の申請書・必要書類を郵送していました。しかし、次期システムでは、紙媒体での申請に加え、オンラインでも申請が可能になります。なお、必要書類をファイル形式でアップロードするため、必要書類の電子化は事業者自身で行う必要があります。

画面の表示方法

［預託金返還請求］ボタン－［申請書等提出］をクリックすると、申請書等提出画面が表示されます。

画面説明



番号	エリア名	説明
1	検索条件	書類をアップロードする預託金返還申請を検索するエリア
2	検索結果	検索結果が表示されるエリア

2.3 申請書等提出

2.3.1 申請書等提出（必要書類のアップロード）

操作説明



1. **検索条件として使用したい項目を、［申請状況＋返還申請日］または［返還申請番号］から選択します。**

   選択した項目に従って、入力欄が表示されます。

2. **検索条件を入力します。**

   - ［申請状況＋返還申請日］を選択した場合、［申請状況］で［未完了］、［申請完了］、［全て］から選択し、［返還申請日］の範囲を入力します。
   - ［返還申請番号］を選択した場合、［返還申請番号］の全桁を入力します。

3. **［検索］ボタンをクリックします。**

   検索結果が表示されます。

4. **申請に必要な書類をZIP形式でまとめます。**

ポイント

ここでアップロードする書類は次の三つです。

- 輸出予定届出証明書等
- 輸出許可通知書一式＋輸出許可自動車情報（INVOICE）
- 船荷証券等（申請車台番号が確認できる必要書類含む）

申請書は、預託金返還申請時に自動的に作成されアップロード済みのため、ここでアップロードする必要はありません。

2.3 申請書等提出

2.3.1 申請書等提出（必要書類のアップロード）

操作説明

5 次のどちらかの方法で必要書類をまとめたZIPファイルを選択します。

- 対象のZIPファイルを対象車台のファイルアップロード領域にドラッグ＆ドロップします。
- 対象車台の［ファイル選択］ボタンをクリックして、対象のZIPファイルを選択します。



6 ［申請状況］で、必要書類をアップロードした申請をチェックします。

7 ［一括申請］ボタンをクリックします。

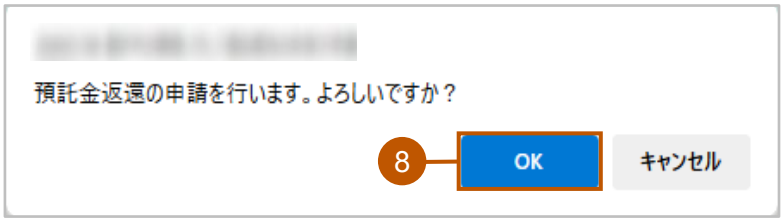
一括申請を確認するダイアログボックスが表示されます。

ポイント

- ［削除］ボタンをクリックすると、アップロードしたファイルを削除できます。
- ［保存］ボタンをクリックすると、アップロードしたファイルをシステムに保存できます。この場合、返還申請は実施されません。
- ［保存］ボタンをクリックせずに画面を閉じると、アップロードしたファイルは失われます。その場合、操作を再開してアップロードをやり直してください。
- アップロード済みの必要書類の「ファイル名」はリンクとなり、クリックするとダウンロードできます。

8 ［OK］ボタンをクリックします。

該当データの未保存のファイルがアップロードされ、申請状況が［申請完了］になります。



2.3 申請書等提出

2.3.2 申請書等提出（必要書類の郵送）

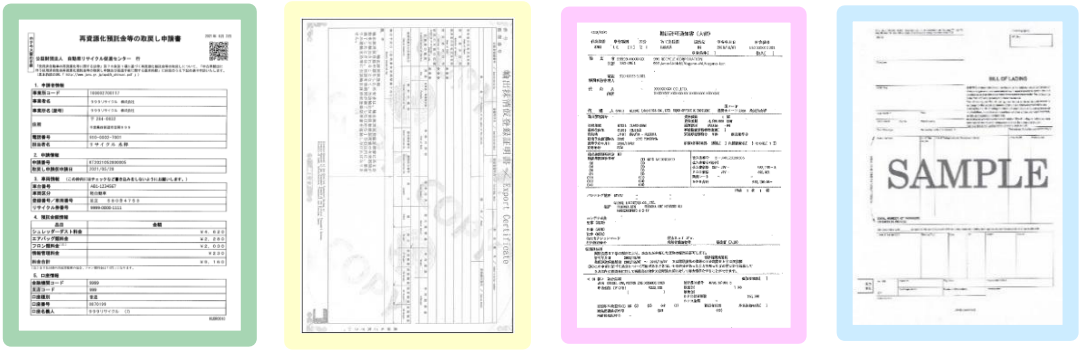
必要書類の準備ができましたら、申請書を印刷し、指定の並べ方にして所定の郵送先へ送付してください。
仮申請時でも必要書類のみの郵送では不備となるため、必ず申請書を印刷して同封のうえ郵送してください。申請書の印刷方法は、「2.4 申請状況確認（申請状況一覧の確認）」を参照してください。

必要書類の並べ方

書類の向きを揃え、以下の順番に並べます。　**※ホチキス留めは不要です。**

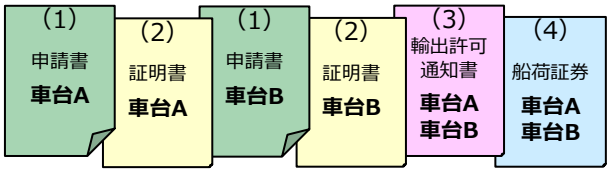
■基本

(1)申請書　(2)証明書　(3)輸出許可通知書　(4)船荷証券

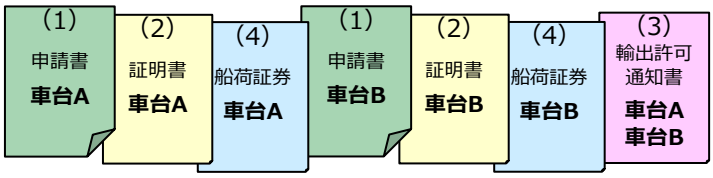


■複数の車台が記載された必要書類を添付する場合

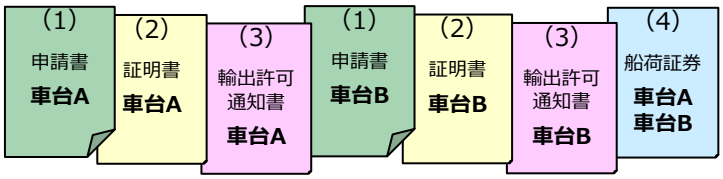
〈例1〉 輸出許可通知書と船荷証券等に複数台が記載されている場合

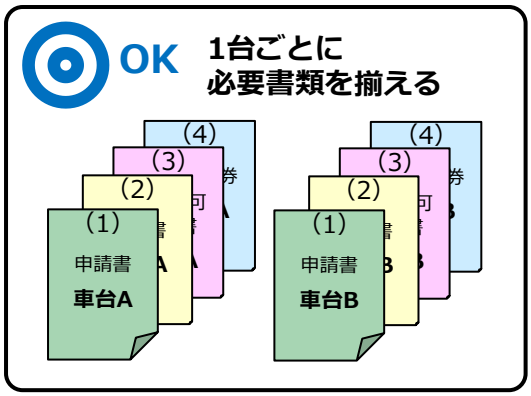


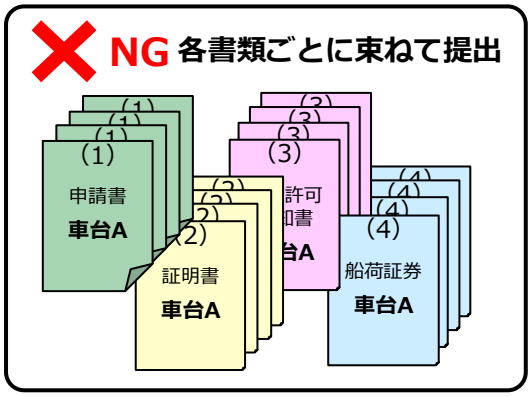
〈例2〉 輸出許可通知書に複数台が記載されている場合



〈例3〉 船荷証券に複数台が記載されている場合







ポイント

複数の車台番号が記載されている輸出許可通知書または船荷証券は、**共通書類として1部を添付**してください。

2.3 申請書等提出

2.3.2 申請書等提出（必要書類の郵送）

必要書類の送付

必要書類を下記送付先へ郵送してください。なお、不明点などがあれば、下記お問合せ先にご連絡ください。

送付先	〒105-8799 東京都港区西新橋3-22-5 芝郵便局 郵便部 気付 公益財団法人 自動車リサイクル促進センター 輸出返還申請書受付係
お問合せ先	自動車リサイクルコンタクトセンター TEL：050-3786-7755 受付時間：　9：00～18：00（土日祝日・年末年始等を除く）

注意

必要書類は郵便法により「信書」扱いとなります。必ず郵便（定型、定形外、レターパック）や信書便事業者による各種信書便にてお送りください。　**※ゆうパックや各種宅配便は不可**

ポイント

必要書類を送る際に切り取ってご利用ください。

〒105-8799
東京都港区西新橋3-22-5
芝郵便局 郵便部 気付
ＪＡＲＣ 輸出返還申請書受付係

電話：050-3786-7755

JARC Yushutsu Henkan Shinseisho Uketsuke Gakari

c/o Shiba Post Office 3-22-5 Nishi-Shinbashi, Minato-ku, Tokyo 105-8799

TEL：050-3786-7755

2.4 申請状況確認（申請状況一覧の確認）

預託金返還仮申請の申請状況を確認します。

画面の表示方法

［預託金返還請求］ボタンー［申請状況確認］をクリックすると、申請状況確認画面が表示されます。

画面説明



番号	エリア名	説明
1	検索条件	申請状況を確認する車両を検索するエリア
2	検索結果	検索結果が表示されるエリア

2.4 申請状況確認（申請状況一覧の確認）

操作説明

1 **検索条件として使用したい項目を、［車台番号］、［リサイクル券番号］、［返還申請番号］、［対象期間］から選択します。**

選択した項目に従って、入力欄が表示されます。



2 （［車台番号］を選択した場合のみ）
検索条件として使用したい項目を［車台番号の全桁］または［職権打刻の全桁］から選択します。

選択した項目に従って、入力欄が表示されます。

3 （［車台番号］を選択した場合のみ）
検索条件を入力します。

- ［車台番号の全桁］を選択した場合、車台番号の全桁を入力します。
- ［職権打刻の全桁］を選択した場合、職権打刻番号の全桁を入力します。
  漢字部分（支局等の符号）はプルダウンリストになっているので、［▼］ボタンをクリックして、該当するものを選択します。

4 （［リサイクル券番号］を選択した場合のみ）
検索条件として、［リサイクル券番号］にリサイクル券番号の全桁を入力します。



2.4 申請状況確認（申請状況一覧の確認）

操作説明

5 （［返還申請番号］を選択した場合のみ）
検索条件として、［返還申請番号］に返還申請番号の全桁を入力します。



6 （［対象期間］を選択した場合のみ）
検索条件として、［返還申請日］の範囲を入力します。

［返還申請日］の対象期間（年月日）は、最大2ヶ月間の指定が可能です。

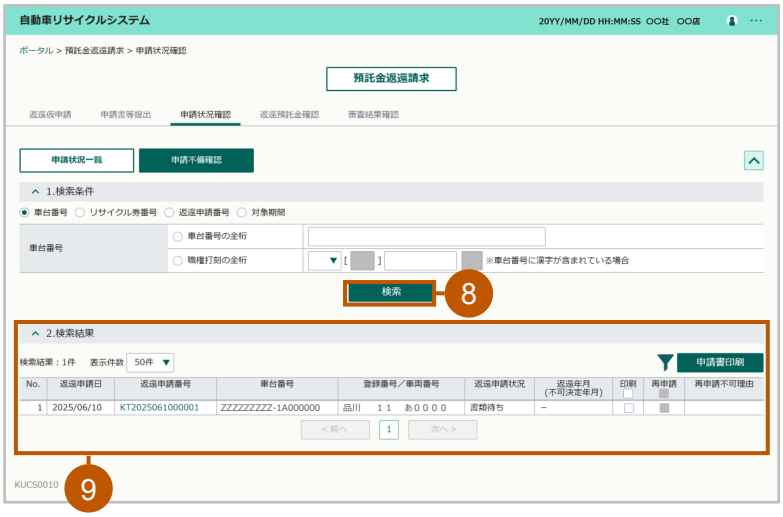


7 （［対象期間］を選択した場合のみ）
検索条件として、［書類未受理］、［輸出（本）抹消登録待ち］、［返還申請の結果］のいずれかを選択します。

8 **［検索］ボタンをクリックします。**

検索結果が表示されます。

9 **申請状況を確認します。**



- 書類待ち：必要書類が届いていない、または書類の確認を終えていない状態
- 書類再送付待ち：必要書類に不備があり、書類の再送付を待っている状態
- 輸出抹消登録待ち：書類は受付済みだが、国土交通省等からのデータ受領待ちの状態（返還月確定後、「返還可」に変わるのでそのままお待ちください）
- 返還不可：必要書類の送付の有効期限切れ、または返還不可となった状態
- 返還可：輸出抹消登録が行われ預託金の返還手続きを行っている、または預託金の返還を終えた状態
- アップロード済み：預託金返還仮申請に必要な書類がアップロード済みの状態

ポイント

検索条件として［返還申請番号］を選択した場合は、該当する申請の詳細画面が表示されます。

2.4 申請状況確認（申請状況一覧の確認）

操作説明

10 **必要に応じて、［印刷］で印刷する申請をチェックします。**
一括で印刷したい場合は、検索結果一覧のヘッダー部分の［印刷］をチェックします。



11 **［申請書印刷］ボタンをクリックします。**

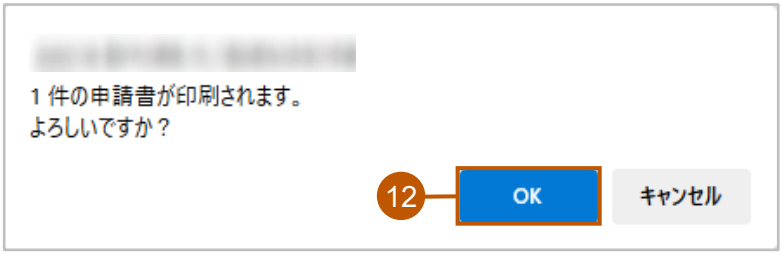
申請書の印刷を確認するダイアログボックスが表示されます。

ポイント

- 一括印刷を初めて行う場合、ポップアップブロックのメッセージが表示されることがあります。このメッセージを無視すると、再度［印刷］ボタンをクリックした時に別画面ではなく操作画面内に申請書が表示され、操作不可になることもあります。
  お使いのブラウザで「ポップアップがブロックされました」のメッセージが表示された場合、「常に許可」に設定することでこの問題を回避できます。
- 仮申請はこれまでどおり1台ごとです。
- 申請書は一度に最大100台分をまとめて印刷することができます。印刷対象は画面に表示されている申請のみです（他ページの申請は印刷対象になりません）。
- ［印刷］は、［返還申請状況］が［書類待ち］または［書類再送付待ち］の車台のみチェックできます。

12 **［OK ］ボタンをクリックします。**

チェックした申請書のPDFファイルが出力されます。



2.4 申請状況確認（申請状況一覧の確認）

操作説明

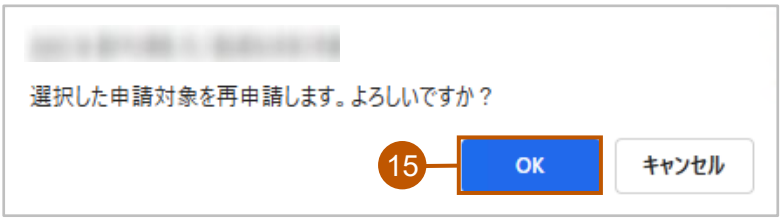
13 **必要に応じて、［再申請］で再申請する仮申請をチェックします。**
一括で再申請したい場合は、検索結果一覧のヘッダー部分の［再申請］をチェックします。



14 **［再申請］ボタンをクリックします。**

再申請を確認するダイアログボックスが表示されます。

15 （手順⑭を実施した場合のみ）
［OK］ボタンをクリックします。
チェックした仮申請が再度申請（申請書PDFファイルがアップロード）されます。



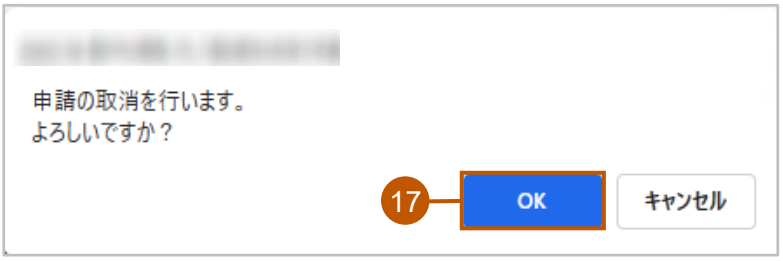
16 **必要に応じて、［仮申請取消］ボタンをクリックします。**

仮申請取消を確認するダイアログボックスが表示されます。



17 （手順⑯を実施した場合のみ）
［OK］ボタンをクリックします。

仮申請が取り消されます。



2.5 申請状況確認（申請不備の確認）

返還申請不備結果ファイルをダウンロードします。

画面の表示方法

［預託金返還請求］ボタンー［申請状況確認］ー［申請不備確認］をクリックすると、［返還不備確認］画面が表示されます。

画面説明



番号	エリア名	説明
1	申請者-不備結果一覧	不備のある申請が一覧表示されるエリア

2.5 申請状況確認（申請不備の確認）

操作説明

1 **ダウンロードしたいファイルの［保存］ボタンをクリックします。**

不備結果ファイルがダウンロードされます。



2 **ダウンロードした不備結果ファイルを開き、内容を確認します。**

3 **申請不備の内容により、不足している必要書類のアップロード等の対応を行ってください。**

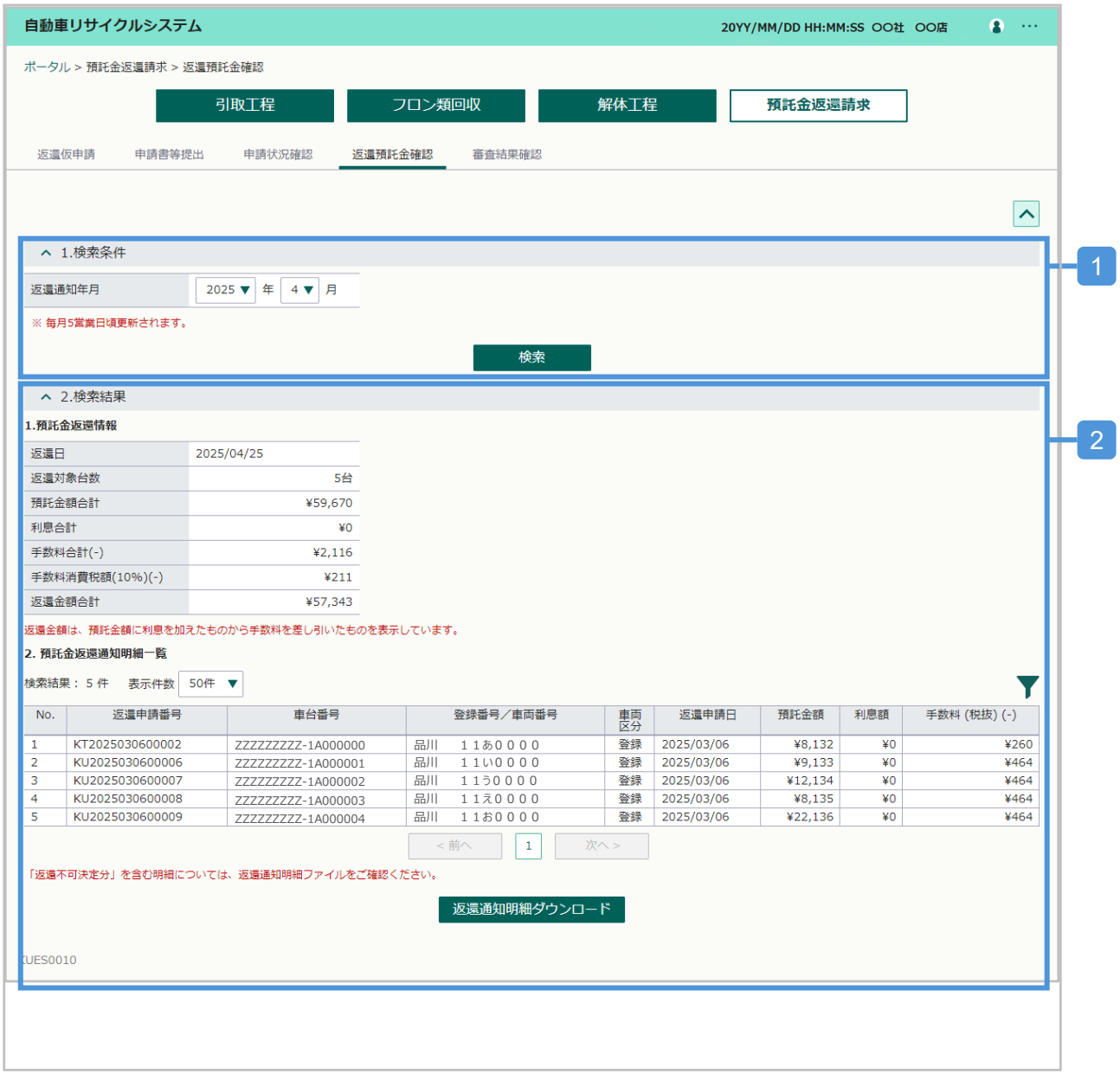
2.6 通知明細情報（通知書明細出力）

返還通知明細を出力します。

画面の表示方法

［預託金返還請求］ボタンー［返還預託金確認］をクリックすると、［返還預託金確認］画面が表示されます。

画面説明



番号	エリア名	説明
1	検索条件	預託金返還の通知書明細を検索するエリア
2	検索結果	検索結果が表示されるエリア

2.6 通知明細情報（通知書明細出力）

操作説明

注意

返還通知明細ファイルの保存期間は14ヶ月です。

1. **検索条件として、［返還通知年月］を選択します。**

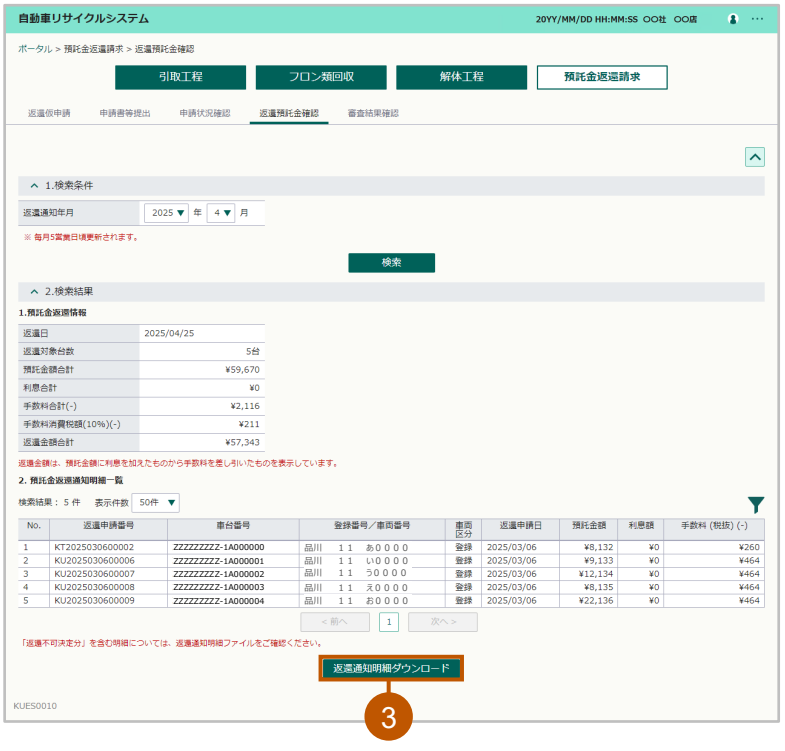
2. **［検索］ボタンをクリックします。**

   検索結果が表示されます。



3. **内容を確認し、［返還通知明細ダウンロード］ボタンをクリックします。**

   返還通知明細ファイルが出力されます。



ポイント

返還通知明細ファイルの出力イメージは次のとおりです。

事業所コード	事業者名	事業所名	返還年月	返還日	返還対象台数	預託金額合計	利息合計	手数料合計（－）	手数料消費税額（10%）（－）
123456789012	有限会社　○○○商会	有限会社　○○○商会	Mar-25	2025/3/25	2	9940	0	520	52

No.	申請番号	車台番号	登録番号/車両番号	車両区分	返還申請日	預託金額	利息額	手数料（税抜）（－）	返還不可決定理由
1	KT2025012000002	ZZZZZZZZZ-1A000000	品川　１１　あ０００１	登録	2025/1/20	4970	0	260	
2	KT2025012000003	ZZZZZZZZZ-1A000001	品川　１１　い０００１	軽	2025/1/20	4970	0	260	
3	KT2025013000001	ZZZZZZZZZ-1A000002	品川　１１　う０００１	軽	2025/1/30	-	-	-	本抹消情報未達

2.7 審査結果確認（審査結果通知書ダウンロード）

取戻し審査結果通知書をダウンロードします。

画面の表示方法

［預託金返還請求］ボタンー［審査結果確認］をクリックすると、［審査結果確認］画面が表示されます。

画面説明



番号	エリア名	説明
1	取戻し審査結果通知書の一覧	取戻し審査結果通知書が表示されるエリア

2.7 審査結果確認（審査結果通知書ダウンロード）

操作説明

1 **ダウンロードしたいファイルの［保存］ボタンをクリックします。**

取戻し審査結果通知書がダウンロードされます。



ポイント

- 毎月5営業日頃に、当月返還される「再資源化預託金等の取戻し審査結果通知書」のファイルが作成されます。
- ファイルの保存期間は70日です。保存期間を超える前に自動車リサイクルシステムからファイルをダウンロードして保管してください。

2.7 審査結果確認（審査結果通知書ダウンロード）

帳票の出力例

再資源化預託金等の取戻し審査結果通知書

2025/ 6/ 2

<送付先>
〒213-1112
999-9999
神奈川県横浜市いろは区ほへと１－１０－３０
東京都○○区○○９９９

<発出元>
〒123-5555
神奈川県横浜市あいう区青葉３９８－２２
公益財団法人　自動車リサイクル促進センター
通称請求書発行事業者登録番号：T1112222334441

昭和　　様

有限会社　○○○商会
事業者コード：1012345000101

123456789012

再資源化預託金等の取戻し審査結果通知書

使用済自動車の再資源化等に関する法律第78条第1項に基づく輸出済車両の預託金取戻し申請の審査結果について下記の通り通知いたします。

1．預託金取戻し申請結果

取戻し確定台数	3台	取戻し金額合計	¥185,000
不可決定台数	2台	手数料合計（税抜き）	▲¥1,800
合計（申）	5台	手数料消費税額（10%）	▲¥180
		支払金額合計	¥183,020

※明細情報は「預託金返還 > 通知明細情報 > 一覧」画面にてご確認ください。

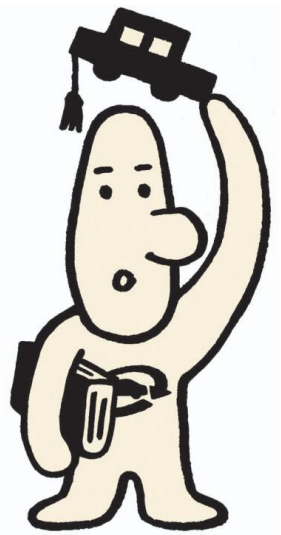
2．振込先情報

振込予定日	2026年 7月20日		
金融機関	よこはまぎんこう　　いろはしてん		
口座番号	11122***	口座種別	普通口座
口座名義人	昭和		

・支払金額合計は各車両の預託金及び利息の合計額から、輸出取戻し手数料を差し引いた金額となります。支払予定日に、支払金額の振
・口座情報に

有限会社　○○○商会

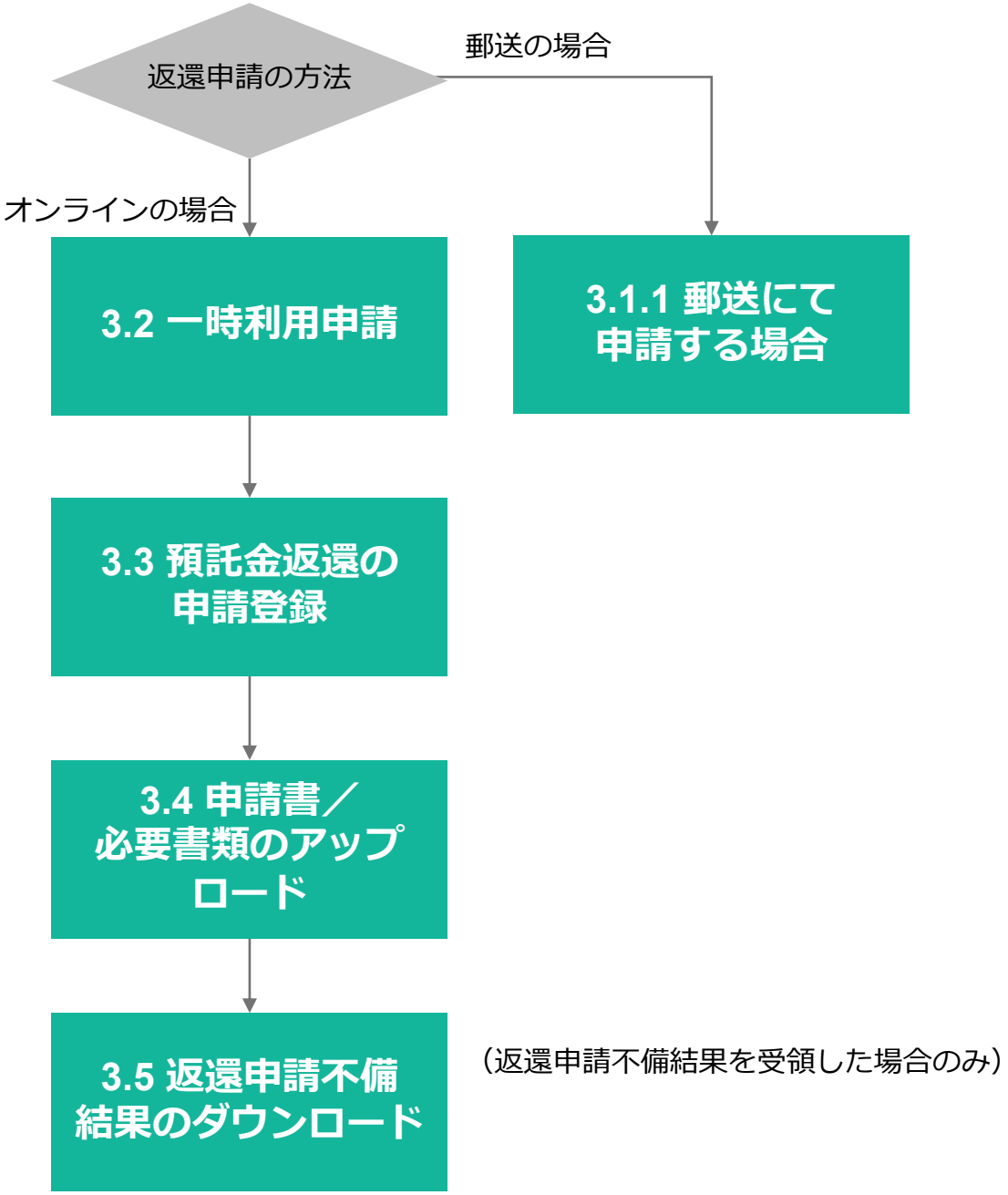
3 非登録事業者の返還申請



目次へ戻る

3.1 預託金返還までの流れ

非登録事業者の預託金返還は、次の流れで実施します。



3.1 預託金返還までの流れ

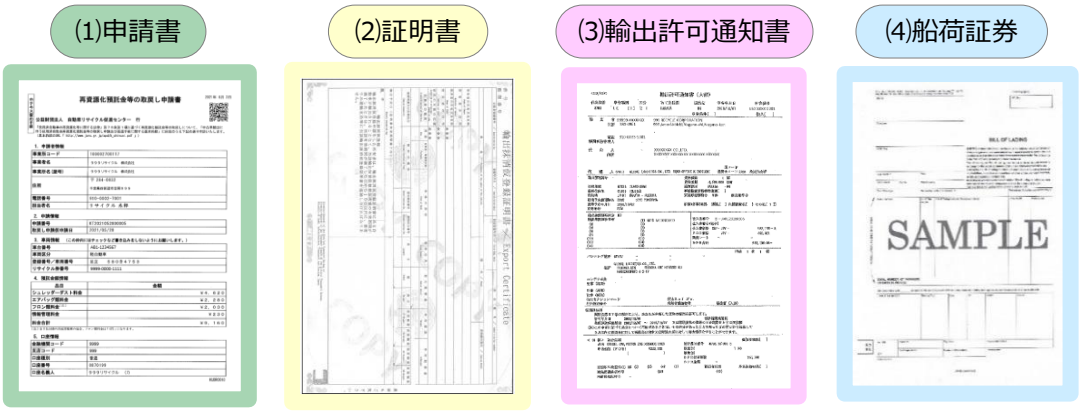
3.1.1 郵送にて申請する場合

必要書類の準備ができましたら、申請書を印刷し、指定の並べ方にして所定の郵送先へ送付してください。
必要書類のみの郵送では不備となるため、必ず申請書を印刷して同封のうえ郵送してください。申請書の印刷方法は、「2.4 申請状況確認（申請状況一覧の確認）」を参照してください。一時利用申請を行わずに郵送で輸出返還申請を行う場合は、自動車リサイクルシステムホームページから「再資源化預託金等の取戻し申請書」をダウンロードし、必要事項をご記入のうえ、必要書類とともに郵送してください。

必要書類の並べ方

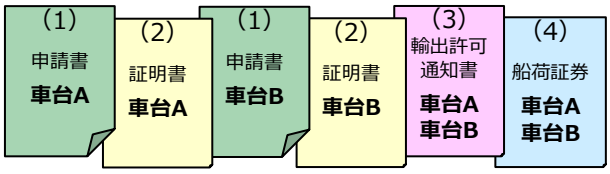
書類の向きを揃え、以下の順番に並べます。　**※ホチキス留めは不要です。**

■基本

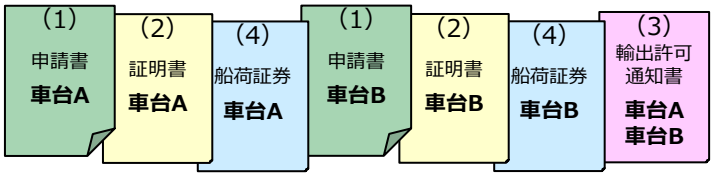


■複数の車台が記載された必要書類を添付する場合

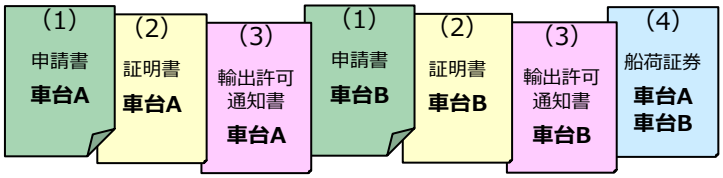
〈例1〉輸出許可通知書と船荷証券等に複数台が記載されている場合

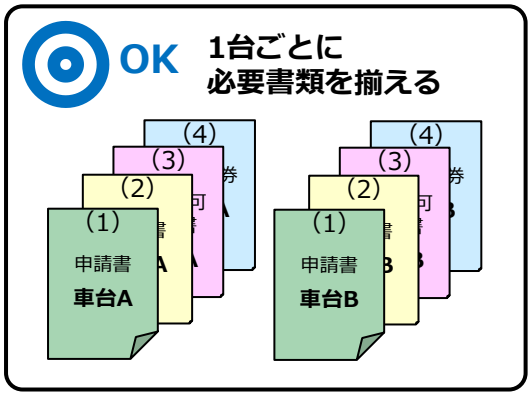


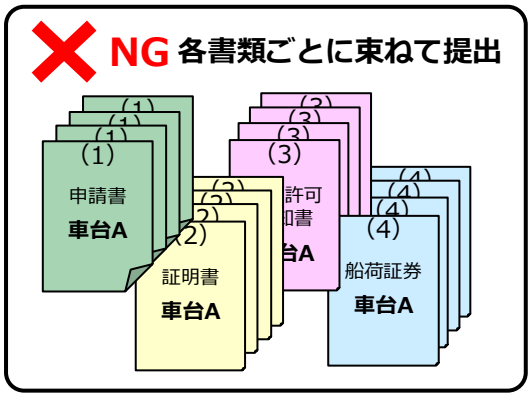
〈例2〉輸出許可通知書に複数台が記載されている場合



〈例3〉 船荷証券に複数台が記載されている場合







ポイント

複数の車台番号が記載されている輸出許可通知書または船荷証券は、**共通書類として1部を添付**してください。

3.1 預託金返還までの流れ

3.1.1 郵送にて申請する場合

必要書類の送付

必要書類を下記送付先へ郵送してください。なお、不明点などがあれば、下記お問合せ先にご連絡ください。

送付先	〒105-8799 東京都港区西新橋3-22-5 芝郵便局 郵便部 気付 公益財団法人 自動車リサイクル促進センター 輸出返還申請書受付係
お問合せ先	自動車リサイクルコンタクトセンター TEL：050-3786-7755 受付時間：　9：00～18：00（土日祝日・年末年始等を除く）

注意

必要書類は郵便法により「信書」扱いとなります。必ず郵便（定型、定形外、レターパック）や信書便事業者による各種信書便にてお送りください。　**※ゆうパックや各種宅配便は不可**

ポイント

必要書類を送る際に切り取ってご利用ください。

〒105-8799
東京都港区西新橋3-22-5
芝郵便局 郵便部 気付
ＪＡＲＣ 輸出返還申請書受付係

電話：050-3786-7755

JARC Yushutsu Henkan Shinseisho Uketsuke Gakari

c/o Shiba Post Office 3-22-5 Nishi-Shinbashi, Minato-ku, Tokyo 105-8799

TEL：050-3786-7755

3.2 一時利用申請

申請者が業者登録していない場合でも、一時利用申請をすることで、一時利用者として自動車リサイクルシステムにログインし、預託金返還の仮申請を実施できるようになります。

注意

一時利用申請では、メールアドレスの入力が発生します。該当のメールアドレスで、メールを確実に受信するために、jarsdomain.comからのメールを受信できるように事前設定をお願いします。

画面の表示方法

自動車リサイクルシステムのホームページで［各種申請/書式はこちら］をクリックして表示される各種申請/書式のページにて、［2.リサイクル料金の預託・取戻し等の申請］－［（3）中古車輸出に伴うリサイクル料金の取戻し申請］ー［一時利用窓口］をクリックすると、一時利用申請画面が表示されます。

操作説明

1 **［メールアドレス］に、一時利用者のメールアドレスを入力します。**

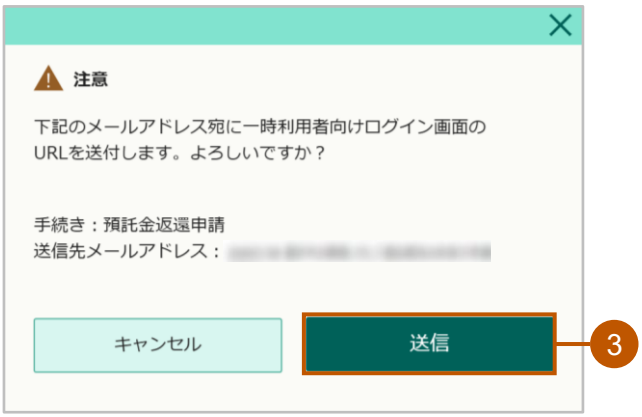
2 **［送信］ボタンをクリックします。**

入力したメールアドレスに一時利用向けのログインURLを送信してよいかどうかを確認するダイアログボックスが表示されます。



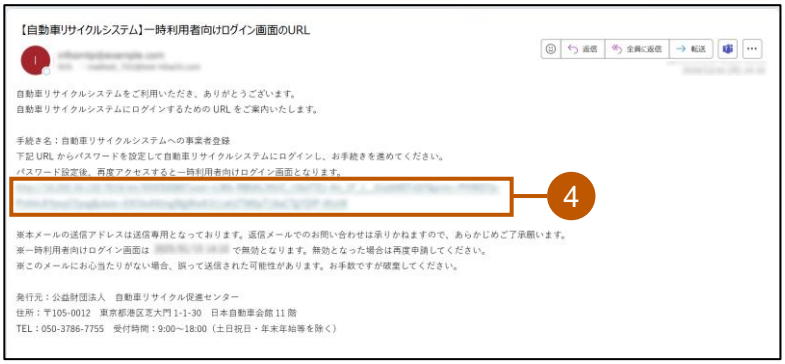
3 **入力したメールアドレスに誤りがないか確認し［送信］ボタンをクリックします。**

入力したメールアドレスに、一時利用向けのログインURLを記載したメールが送信されます。



4 **メールに記載されているURLをクリックします。**

パスワードを登録する画面が表示されます。



3.2 一時利用申請

操作説明

5 **［一時利用パスワード］および［一時利用パスワード（再入力）］を入力します。**

一時利用パスワードには、8文字～32文字の半角英数字を使用してください。なお、大文字と小文字は判別します。



6 **［設定］ボタンをクリックします。**

一時利用者として自動車リサイクルシステムへログインし、対応する手続き画面が表示されます。

ポイント

一時利用パスワードを一度設定した後は、次回以降、手順❹のメールに記載されたURLをクリックすると、ログイン画面が表示されます。設定した一時利用パスワードを入力してログインしてください。



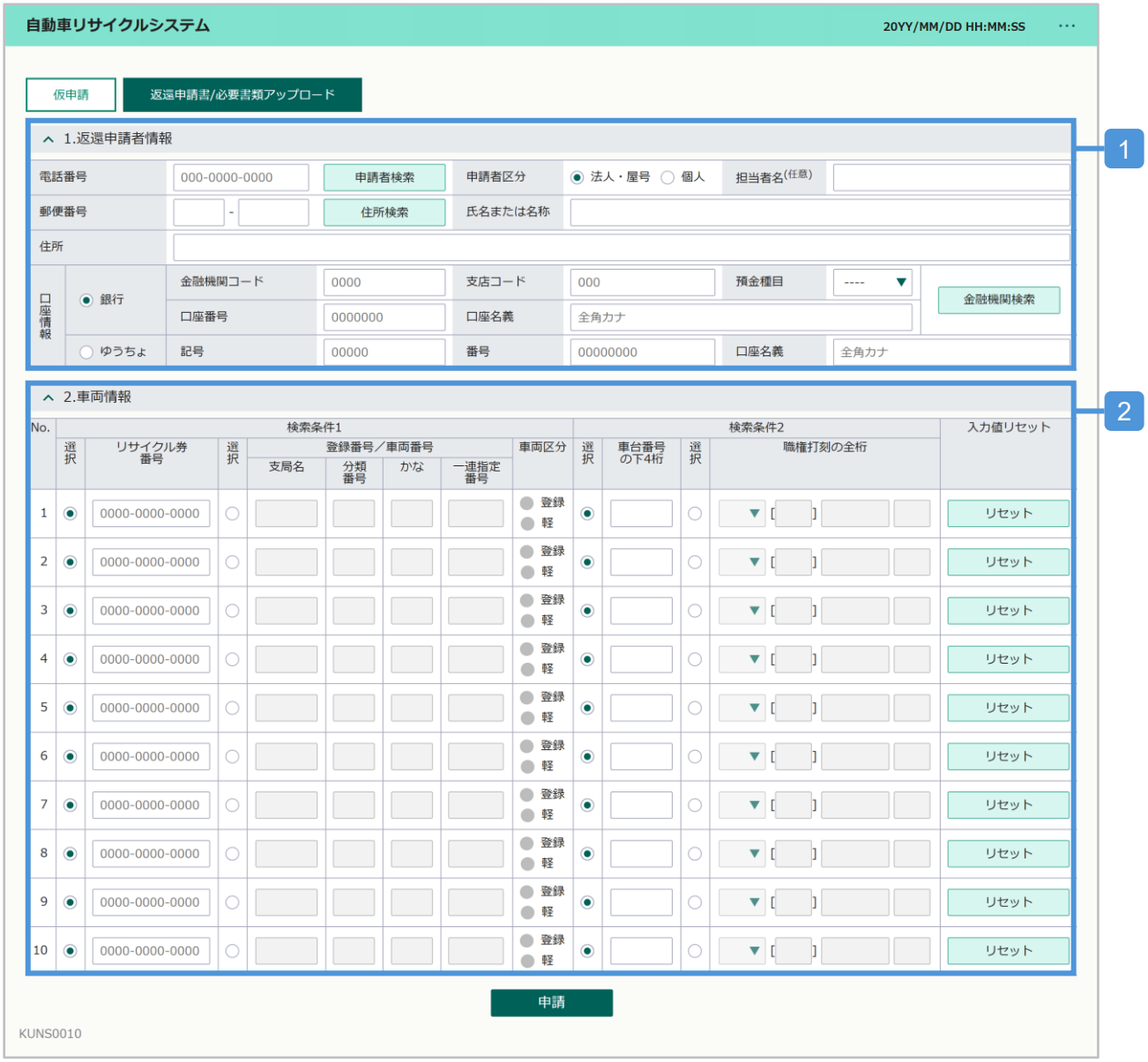
3.3 預託金返還の申請登録

一時利用申請を行い、ログインしたら預託金返還の申請登録を行います。

画面の表示方法

一時利用者としてログインすると、申請登録画面が表示されます。

画面説明



番号	エリア名	説明
1	返還申請者情報	一時利用者の情報を入力するエリア
2	車両情報	車両に関する情報を入力するエリア

3.3 預託金返還の申請登録

操作説明

1 ［返還申請者情報］を入力します。



ポイント

- ［申請者検索］ボタンをクリックすると、ログイン情報のメールアドレスと入力されている電話番号をキーに過去の返還実績が検索されます。返還実績が見つかった場合は、各項目にその申請者の情報が自動的に入力されます。
- 郵便番号を入力して［住所検索］ボタンをクリックすると、郵便番号が検索され、［住所］に検索結果が自動的に入力されます。［住所］に入力済みの場合はその内容が上書きされます。また、これによって他の項目の内容が変更されることはありません。
- ［金融機関検索］ボタンをクリックすると、金融機関検索画面が表示され、金融機関を検索できます。検索結果は、［口座情報］欄の各項目に自動的に入力されます。

3.3 預託金返還の申請登録

操作説明

2 **申請する車台の情報を指定する項目として、［リサイクル券番号］または［登録番号／車両番号］から選択します。**

3 **番号を入力します。**

- ［リサイクル券番号］を選択した場合、リサイクル券番号の全桁を入力します。
- ［登録番号／車両番号］を選択した場合、［支局名］、［分類番号］、［かな］、［一連指定番号］を入力し、［車両区分］を選択します。

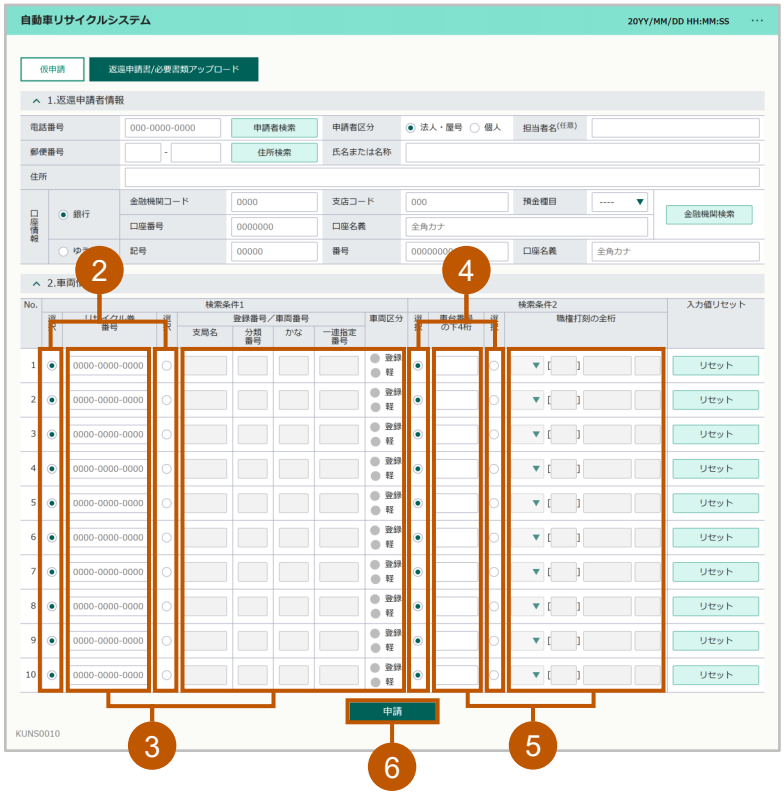
4 **申請する車台の情報を指定する項目として、［車台番号］または［職権打刻］から選択します。**

5 **番号を入力します。**

- ［車台番号］を選択した場合、車台番号の下4桁を入力します。
- ［職権打刻］を選択した場合、職権打刻番号の全桁を入力します。
  漢字部分（支局等の符号）はプルダウンリストになっているので、［▼］ボタンをクリックして、該当するものを選択します。

6 **［申請］ボタンをクリックします。**

申請してよいかどうかを確認するダイアログボックスが表示されます。



ポイント

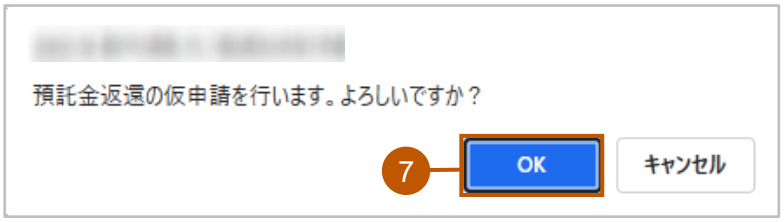
- ［リセット］ボタンをクリックすると、該当の行のみが初期表示状態に戻ります。
- 車両情報は10件まで入力できます。11件以上入力したい場合は、本手順を繰り返してください。

3.3 預託金返還の申請登録

操作説明

7 ［OK］ボタンをクリックします。

申請が完了し、仮申請完了画面が表示されます。





ポイント

- ［申請書出力］ボタンをクリックすると、再資源化預託金等の申請書PDFファイルを出力できます。
- ［事業者登録］ボタンをクリックすると、事業者登録が可能です。詳しくは、「自動車リサイクルシステム詳細マニュアル　業者登録編」を参照してください。
- 申請書／必要書類をアップロードする場合は、画面上部赤字メッセージの［こちら］のリンクをクリックしてください。

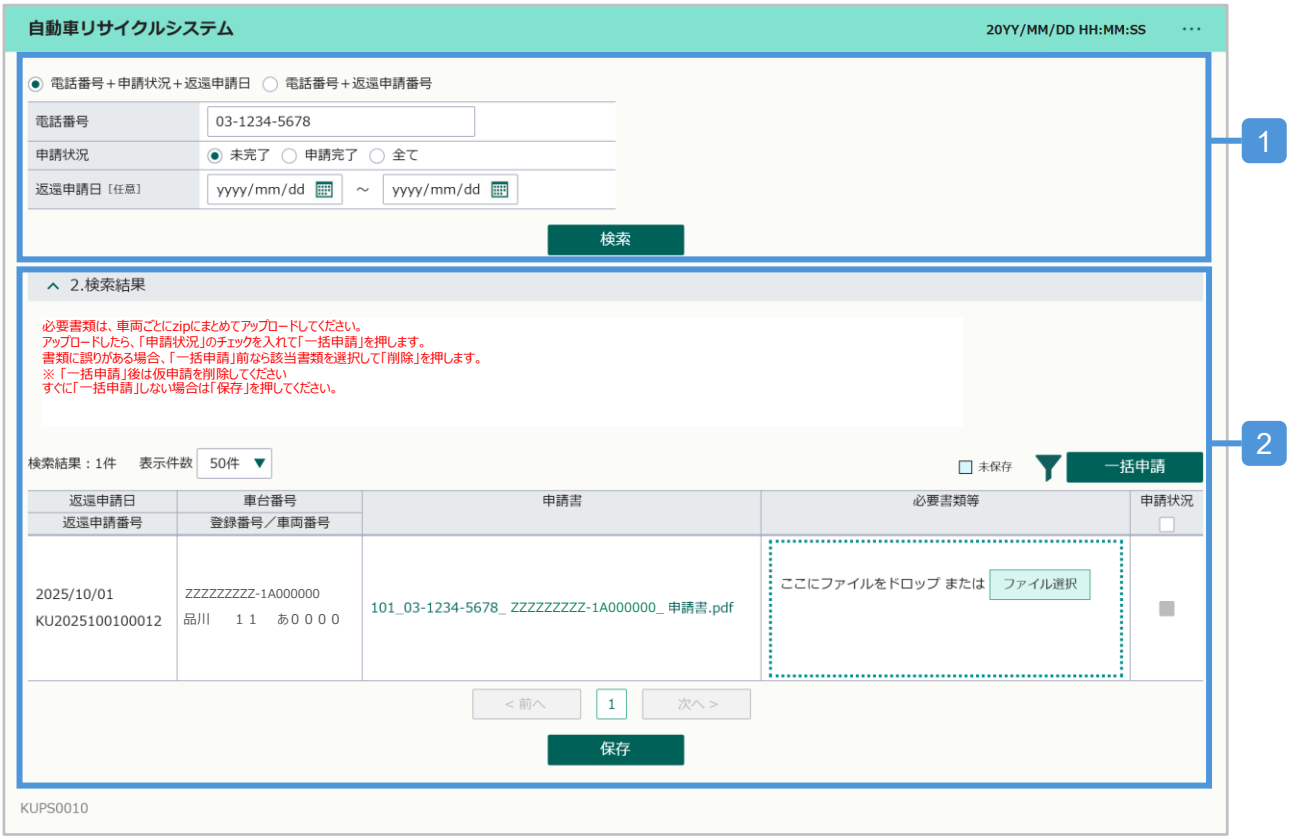
3.4 申請書／必要書類のアップロード

預託金返還仮申請に必要な書類をアップロードします。オンライン申請では、車両情報を10件まで登録可能です。必要書類は内容が鮮明に確認できる状態にしてください。機械で書類を読み取るため、不鮮明な箇所があると正しく読み取れず、不備が発生する場合があります。本手順でアップロードがうまくいかない場合は、メール・FAXまたは郵送での送付を検討してください。詳しくは、「3.1.1 郵送にて対応する場合」を参照してください。なお、メール・FAXまたは郵送で対応する場合、ここまでの操作で登録した情報を削除する必要はありません。

画面の表示方法

［返還申請書/必要書類アップロード］をクリックすると、返還申請書類アップロード画面が表示されます。

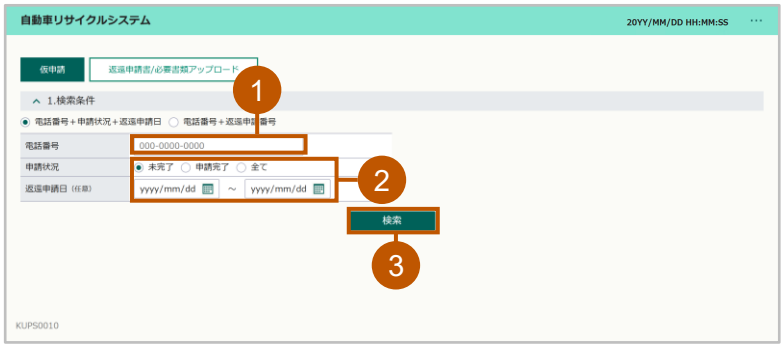
画面説明



番号	エリア名	説明
1	検索条件	書類をアップロードする預託金返還申請を検索するエリア
2	検索結果	検索結果が表示されるエリア

3.4 申請書／必要書類のアップロード

操作説明



1 **検索条件として使用したい項目を、［電話番号＋申請状況＋返還申請日］または［電話番号＋返還申請番号］から選択します。**

選択した項目に従って、入力欄が表示されます。

2 **検索条件を入力します。**

- 電話番号を入力します。
- ［電話番号＋申請状況＋返還申請日］を選択した場合、［申請状況］を［未完了］、［申請完了］、［全て］から選択し、［返還申請日（任意）］の範囲を入力します。
- ［電話番号＋返還申請番号］を選択した場合、［返還申請番号］の全桁を入力します。

3 **［検索］ボタンをクリックします。**

検索結果が表示されます。

4 **申請に必要な書類をZIP形式でまとめます。**

ポイント

ここでアップロードする書類は次の三つです。

- 輸出予定届出証明書等
- 輸出許可通知書一式＋輸出許可自動車情報（INVOICE）
- 船荷証券等（申請車台番号が確認できる必要書類含む）

申請書は、預託金返還申請時に自動的に作成されアップロード済みのため、ここでアップロードする必要はありません。

3.4 申請書／必要書類のアップロード

操作説明

5 **次のどちらかの方法で必要書類をまとめたZIPファイルを選択します。**

- 対象のZIPファイルを対象車台のファイルアップロード領域にドラッグ＆ドロップします。
- 対象車台の［ファイル選択］ボタンをクリックして、対象のZIPファイルを選択します。



6 **［申請状況］で、必要書類をアップロードした申請をチェックします。**

7 **［一括申請］ボタンをクリックします。**

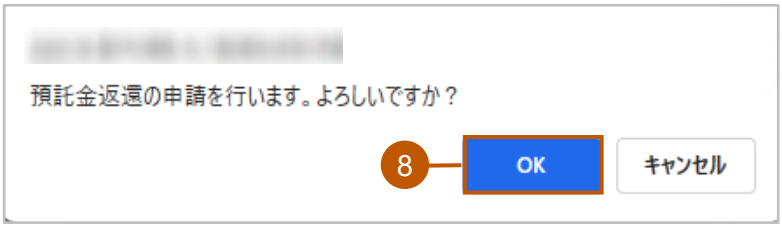
一括申請を確認するダイアログボックスが表示されます。

ポイント

- ［削除］ボタンをクリックすると、アップロードしたファイルを削除できます。
- ［保存］ボタンをクリックすると、アップロードしたファイルをシステムに保存できます。この場合、返還申請は実施されません。
- ［保存］ボタンをクリックせずに画面を閉じると、アップロードしたファイルは失われます。その場合、操作を再開してアップロードをやり直してください。
- アップロード済みの必要書類の「ファイル名」はリンクとなり、クリックするとダウンロードできます。

8 **［OK］ボタンをクリックします。**

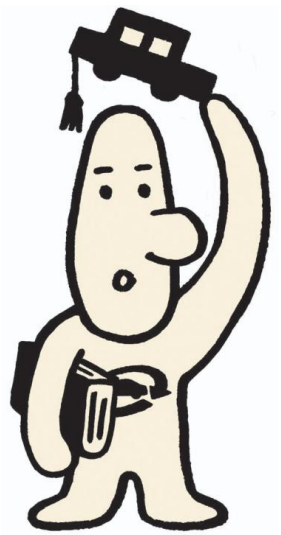
該当データのファイルがアップロードされ、申請状況が［申請完了］になります。



3.5 返還申請不備結果のダウンロード

申請内容に不備がある旨を通知するメールを受領した場合は、返還申請不備結果ファイルをダウンロードします。
不備を通知するメールにはURLが記載されているため、URLをクリックし、表示された画面で返還申請不備結果ファイルをダウンロードしてください。
申請不備の内容により、不足している必要書類のアップロード等の対応を行ってください。

4 参考1 リサイクル料金等の概要



目次へ戻る

4.1 リサイクル料金等の構成と設定・公表主体

自動車所有者が負担するリサイクル料金は、自動車メーカー・輸入業者が引き取ってリサイクルする物品（シュレッダーダスト・エアバッグ類・フロン類）の処理に必要な費用と、自動車リサイクルシステムを運用するための費用（情報管理料金・資金管理料金）から構成されます。

リサイクル料金の構成

構成要素	内　　容	設定・公表主体
シュレッダーダスト料金	使用済自動車を解体・破砕した後に残るゴミであるシュレッダーダストのリサイクルに必要な料金	通常は、自動車メーカー・輸入業者が設定・公表 設定・公表主体の存在しない並行輸入車は、JARCが並行輸入預託申請者等の申請（※1）に基づき料金を設定
エアバッグ類料金	エアバッグ・シートベルトプリテンショナーの回収とリサイクルに必要な料金	
フロン類料金	カーエアコンに充てんされるフロン類の回収と破壊に必要な料金（※2）	
情報管理料金	リサイクル工程に回った使用済自動車の状況を電子情報で管理するために必要な料金	JARC
資金管理料金	リサイクル料金の収納および管理・運用を行うために必要な料金	

※1　JARCは、申請のあった並行輸入車の自動車通関証明書や排出ガス試験結果成績表等の書類を元に料金を設定しますので、料金が申請者（並行輸入預託申請者等）に通知されるのは、並行輸入車が輸入された後になります。

※2　HFO-1234yfは自動車リサイクル法に基づく回収義務の対象ではなく、自リ法対象外冷媒の扱いとなるため、フロン類料金の預託は不要です。

4.2 リサイクル料金の支払いタイミング

新車購入時

新車新規登録時にリサイクル料金の預託の有無を運輸支局等で確認するため、新車を購入する時にリサイクル料金の預託が必要になります。

使用済自動車引取時

引取業者が使用済自動車として引き取る場合は、引取業者がパソコン等を用いてリサイクル料金の預託の確認を行います。必要な料金が預託されていない場合は、リサイクル料金の預託が必要になります。
※必要な料金が預託されていない場合は、電子マニフェストによる使用済自動車の引取報告が行えません。

4.3 中古車売買時のリサイクル料金

リサイクル料金が預託されている自動車を他の人（中古車販売店等）から購入する場合、自動車の購入者は、車両部分の価値金額に加えてリサイクル料金相当額を支払う必要があります。
また、逆にリサイクル料金が預託されている中古自動車を売却する場合は、中古自動車を譲り渡す所有者は、次の所有者（販売店等）から車両価値金額に加えてリサイクル料金相当額を受け取ってください。

料金照会の結果	下取り時の実務
リサイクル料金が預託済の場合	車両価値金額 ＋ リサイクル料金相当額※
リサイクル料金が未預託の場合	車両価値金額のみ

※リサイクル料金相当額：リサイクル料金の額から資金管理料金の額を差し引いた額
（シュレッダーダスト料金、エアバッグ類料金、フロン類料金、情報管理料金の合計）

4.4 リサイクル料金の流れ

① リサイクル料金の預託

【新車販売自動車】

新車購入時に販売店が自動車所有者（購入者）からリサイクル料金を受領します。受領したリサイクル料金は、自動車メーカー・輸入業者を経由して、資金管理法人（公益財団法人 自動車リサイクル促進センター）に入金され、将来のリサイクル実施時まで適切に管理・運用されます。

【使用済自動車】

リサイクル料金が未収納または不足がある使用済自動車は、引取業者が最終所有者からリサイクル料金を受領します。受領したリサイクル料金は金融機関やコンビニエンスストア等を経由して資金管理法人（公益財団法人 自動車リサイクル促進センター）に入金されます。

② リサイクル料金の管理・運用

預託されたリサイクル料金は、資金管理法人（公益財団法人 自動車リサイクル促進センター）で安全確実な方法で管理・運用します。

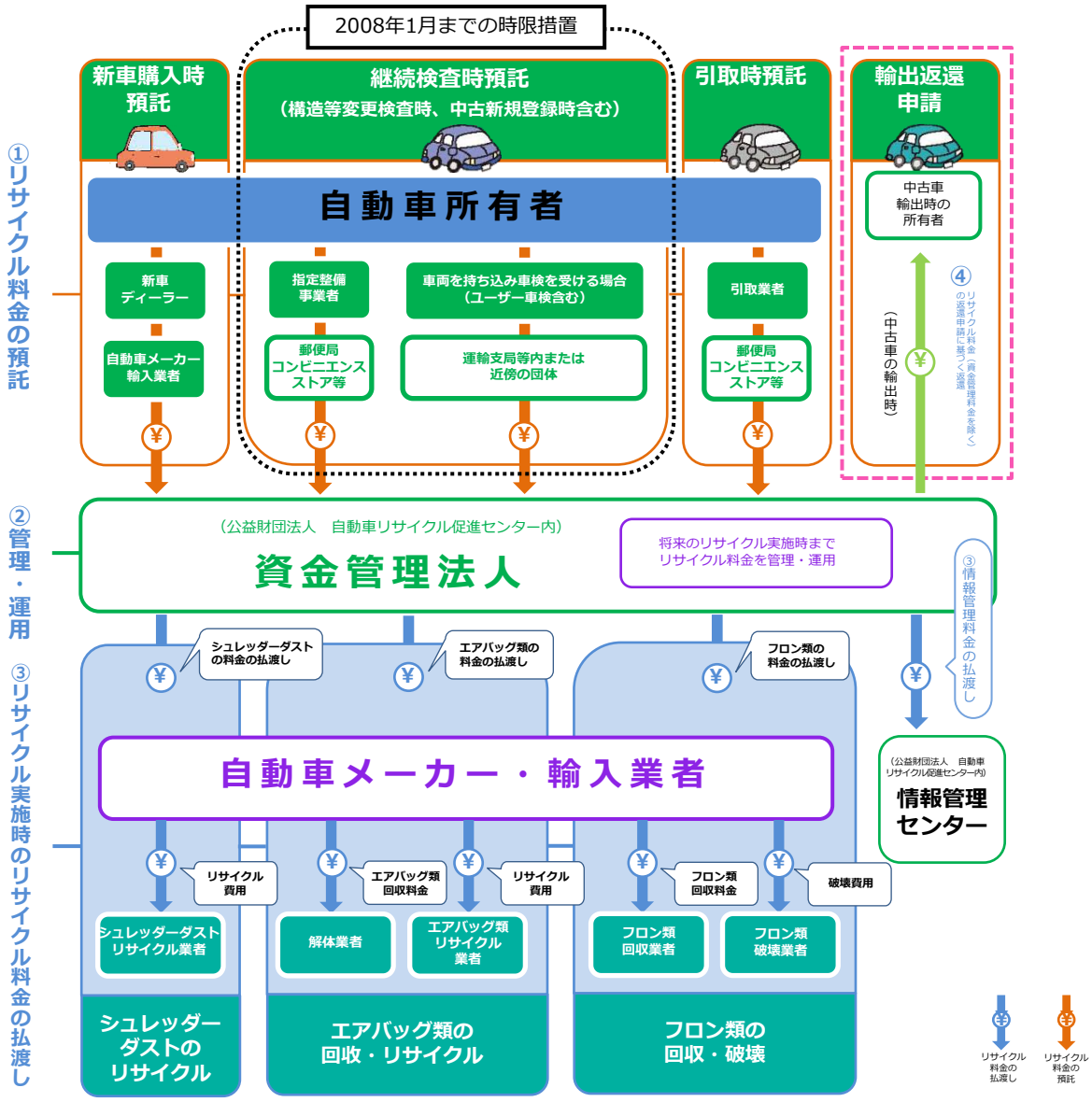
③ リサイクル料金の払渡し

使用済自動車のリサイクル実施の際は、引き取りを行った物品ごとのリサイクル料金が自動車メーカー・輸入業者に払い渡され、自動車メーカー・輸入業者は関連事業者に回収料金等を支払います。情報管理料金は、使用済自動車が処理された後に、情報管理センター（公益財団法人 自動車リサイクル促進センター）に払い渡します。

④ 自動車輸出に伴うリサイクル料金の返還請求

リサイクル料金が預託されている自動車を海外に輸出した場合、その自動車の所有者は、資金管理法人（公益財団法人　自動車リサイクル促進センター）に対し、自動車として確実に輸出されたことを証明する書類の提出を前提に、リサイクル料金の返還請求ができます。返還請求の権利は、その自動車を輸出した日から２年間有効です。返還されるリサイクル料金は資金管理料金を除いた額（リサイクル預託金相当額）であり、預託期間に応じた利息も払い渡されますが、所定の事務手数料を差し引きます。

4.4 リサイクル料金の流れ



特定再資源化預託金等（特預金）の扱い

リサイクル料金が預託されている自動車が海外に輸出されたのち、預託金返還請求がなく2年間経過した場合や、廃車ガラ輸出によりシュレッダーダストの処理が不要になった場合等においては、資金管理法人（公益財団法人 自動車リサイクル促進センター）に預託されているリサイクル料金が特定再資源化預託金等となります。公益財団法人 自動車リサイクル促進センターは国の承認・認可を受けて以下の使途に限って特預金を活用します。

- 離島地域の市町村（島外への使用済自動車の共同搬出などの措置を講じる場合）に対する資金協力
- 自動車の不法投棄や野積み自動車処理に対して行政代執行を行った自治体に対する資金協力
- 資金管理法人・情報管理センターとしての公益財団法人 自動車リサイクル促進センター業務に必要なコストへの充当
- 一定金額以上の特預金がある場合は、将来の自動車所有者のリサイクル料金の割引

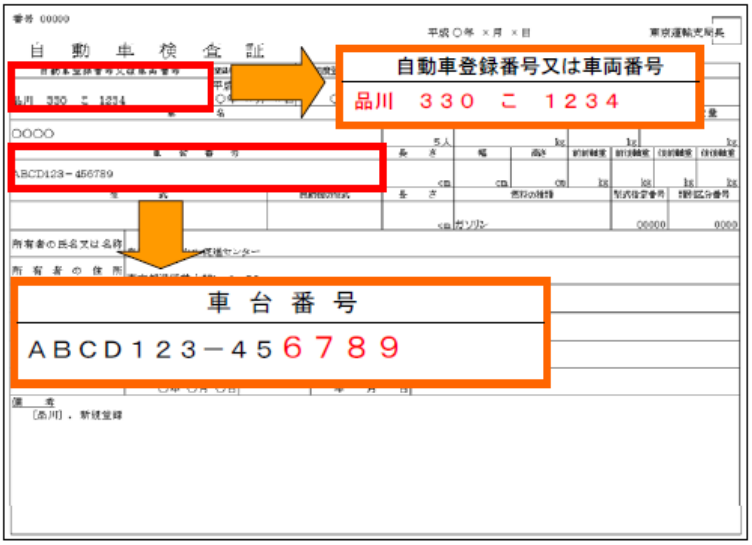
4.5 リサイクル料金の確認方法

自動車所有者が自ら、リサイクル料金額や預託の状況を自動車リサイクルシステムで確認できます。
預託証明は電子化されており、電子マニフェストシステムで「預託済」の証明となる帳票も出力できます。

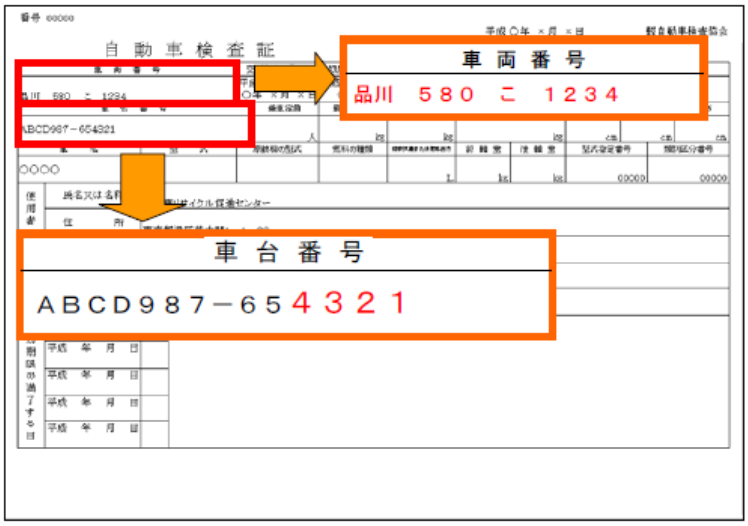
リサイクル料金を調べる前に、お手元に自動車検査証またはリサイクル券をご用意ください。
必要な情報は、車検証等の次の箇所に記載されています。

- 自動車検査証

登録自動車

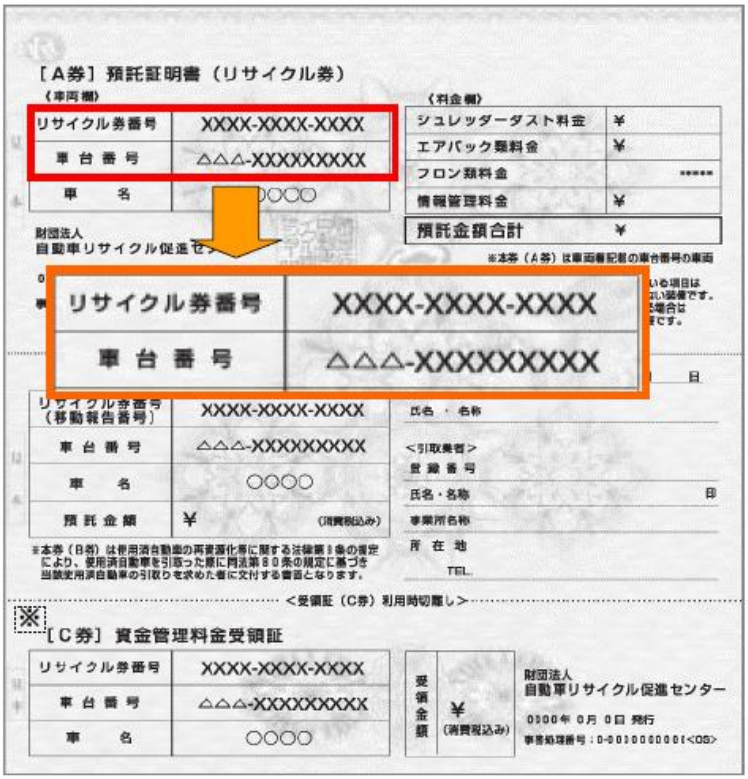


軽自動車



- 預託証明書

リサイクル券



ポイント

料金が支払済みの車両を中古車として購入された場合、販売会社より【C券】が切り離されて渡される場合があります。

4.5 リサイクル料金の確認方法

操作説明

1 自動車リサイクルシステムホームページの［自動車ユーザーの方］をクリックします。



2 ［あなたの車のリサイクル料金は？］をクリックします。

3 ［リサイクル料金検索］をクリックします。

車両検索画面が表示されます。



4.5 リサイクル料金の確認方法

操作説明



4 **検索条件として使用したい項目を、［車両区分］の［登録自動車］または［軽自動車］から選択します。**

5 **検索条件として使用したい項目を、［車台番号］の［漢字なし］または［漢字あり］から選択します。**

6 **検索条件を入力します。**

- 自動車検査証の「車台番号」欄が全て英数字の場合は、［漢字なし］を選択し全桁または下4桁を入力してください。
  全桁入力の場合、検索結果には全桁表示されます。下4桁入力の場合、検索結果には下4桁のみ表示されます。
- 自動車検査証の「車台番号」欄に漢字がある場合は、［漢字あり］を選択し漢字を含む全てを選択・入力してください。
  漢字はプルダウンリストから、該当するものを選択してください。

7 **検索条件として使用したい項目を、［2.登録番号／車両番号またはリサイクル券番号］の［登録番号／車両番号］または［リサイクル券番号］から選択します。**

8 **検索条件を入力します。**

- ［登録番号／車両番号］を選択した場合、登録番号／車台番号の［支局名］、［分類番号］、［かな］、［一連指定番号］を入力します。
- ［リサイクル券番号（移動報告番号）］を選択した場合、リサイクル券番号を入力します。

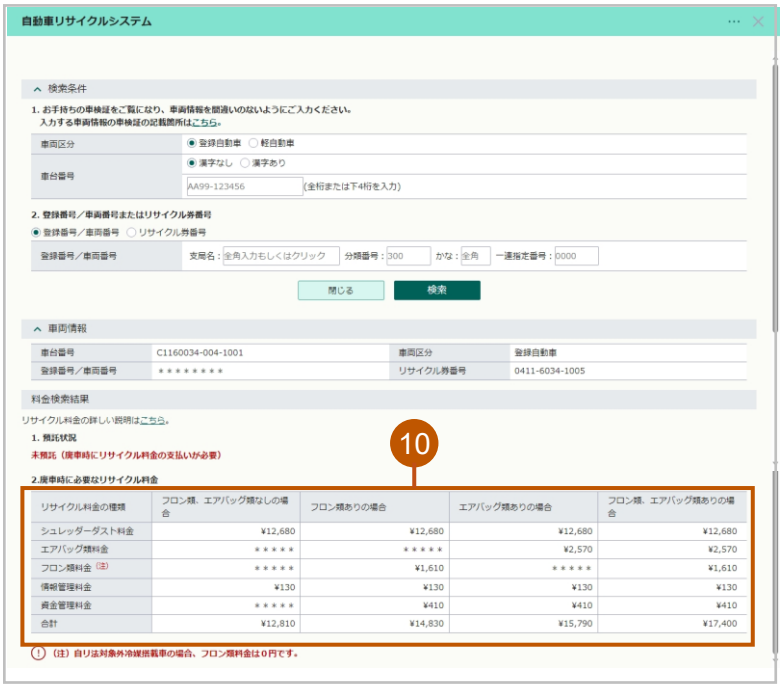
9 **［検索］ボタンをクリックします。**

検索結果が表示されます。

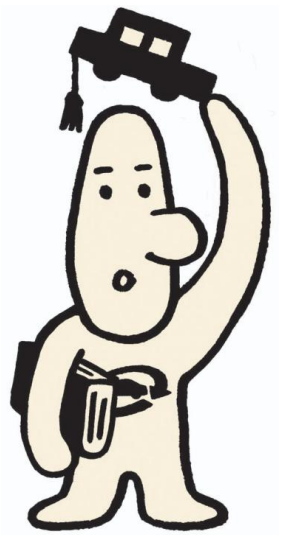
4.5 リサイクル料金の確認方法

操作説明

10 リサイクル料金の詳細を確認します。



5 参考2 抹消登録制度



目次へ戻る

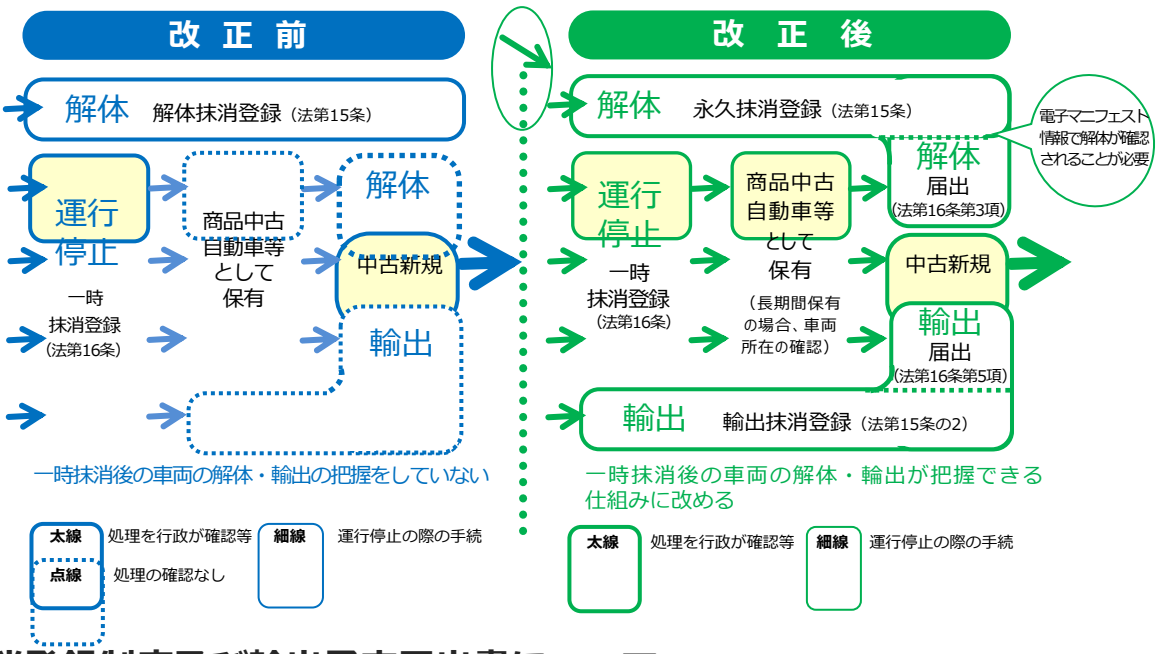
5.1 抹消登録制度

平成17年1月1日の自動車リサイクル法の施行と同時に、道路運送車両法（抹消登録関係部分）が改正されました。（さらに、使用済自動車に関する自動車重量税の還付制度も導入）

抹消登録制度の概要

道路運送車両法においては、不法投棄等の抑制を図るため「自動車解体」や「中古車輸出」といった状況についても国土交通省等が把握することになっています。具体的には、永久抹消登録制度と一時抹消登録制度及び自動車検査証の返納制度を存続させつつ、登録自動車または軽自動車が一時抹消登録または自動車検査証の返納（使用中止）後に解体されたあるいは中古車輸出される場合に、その旨の届出が必要になります。
また、一時抹消登録または自動車検査証の返納を行っていない自動車を輸出する場合には、輸出抹消登録またはその旨の届出が必要となります。

[抹消登録制度の改正（平成17年1月1日施行）]



輸出抹消登録制度及び輸出予定届出書について

- 登録自動車を中古車として輸出しようとする場合、その自動車の所有者は、輸出予定日から６ヶ月さかのぼった日から輸出する時までの間に輸出抹消仮登録の申請を行い「輸出抹消仮登録証明書」の交付を受けます。一時抹消登録を受けた自動車を中古車として輸出しようとする場合、その自動車の所有者は同様にその旨の届出（輸出予定届出）を行い「輸出予定届出証明書」の交付（登録識別情報等通知書は返納）を受けなければなりません。
- 軽自動車を中古車として輸出しようとする場合、その自動車の所有者は、輸出予定日から６ヶ月さか のぼった日から輸出する時までの間に、その旨の届出（輸出予定届出）を行い「輸出予定届出証明書」の交付を受けなければなりません。

※税関では、上記「輸出予定届出証明書」および「輸出抹消仮登録証明書」の確認をした上で輸出許可を行うこととなります。

※ 「輸出予定届出証明書」や「輸出抹消仮登録証明書」を受けた自動車が輸出されることなく当該証明書の有効期間が満了した時は、有効期間満了日から15日以内に国土交通省等に当該 証明書を返納しなければなりません。この場合、「登録識別情報等通知書」の交付を受けることとなります。

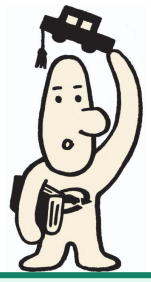
5.1 抹消登録制度

＜中古車輸出時に交付される輸出抹消登録証明書等＞

区分	状態	証明書名
登録自動車	一時抹消されていない	輸出抹消仮登録証明書
	一時抹消されている	輸出予定届出証明書
軽自動車	－	輸出予定届出証明書

国土交通省等は、「輸出予定届出証明書」および「輸出抹消仮登録証明書」を交付した自動車が輸出されたことを確認し、輸出抹消登録または自動車登録ファイル等へ輸出された旨の記録を行います。

※資金管理法人（公益財団法人 自動車リサイクル促進センター）は、国土交通省等から輸出抹消登録等の情報提供を受け、輸出自動車の所有者から行われるリサイクル料金の返還申請との照合を行います。



公益財団法人 自動車リサイクル促進センター

2025年10月版